

津野町地域防災計画

(一般対策編)

令和8年3月

津野町防災会議

目 次

第 1 章 総 則

第 1 節	目 的	1
第 2 節	作成機関	1
第 3 節	構 成	1
第 4 節	町及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1
第 5 節	住民、事業所の責務	4
第 6 節	津野町の概要	4

第 2 章 災害予防計画

第 1 節	地域住民の災害予防計画	7
第 2 節	災害危険箇所の調査	7
第 3 節	水害予防計画	7
第 4 節	土石流及び崖崩れ等災害予防計画	8
第 5 節	火災予防計画	9
第 6 節	防災施設、設備の整備計画	9
第 7 節	防災知識普及計画	10
第 8 節	地域防災力育成計画	11
第 9 節	自主防災組織の整備計画	11
第 10 節	気象業務計画	11
第 11 節	災害応急対策・復旧対策計画	13
第 12 節	要配慮者対策の推進計画	15

第 3 章 災害対策計画

第 1 節	組織計画	18
第 2 節	動員計画	24
第 3 節	情報の収集・伝達計画	26
第 4 節	応援要請計画	30
第 5 節	警戒活動計画	30
第 6 節	避難計画	31
第 7 節	災害広報計画	33
第 8 節	応急・救助計画	33
第 9 節	食糧供給計画	34
第 10 節	飲料水供給計画	34
第 11 節	被服等生活必需品供給計画	34
第 12 節	応急仮設住宅及び応急修理計画	35
第 13 節	医療・助産計画	36
第 14 節	防疫及び保健衛生活動	36
第 15 節	清掃計画	37
第 16 節	行方不明者・遺体の捜索、対応及び埋葬計画	38
第 17 節	障害物除去計画	38

第18節	輸送計画	39
第19節	交通対策計画	40
第20節	流出油災害対策計画	40
第21節	労務供給計画	41
第22節	文教対策計画	42
第23節	電力応急対策計画	42
第24節	通信施設対策計画	43
第25節	消防計画	44
第26節	自衛隊の災害派遣要請計画	44
第27節	災害応急金融対策	47
第28節	災害応急融資計画	47
第29節	二次災害の防止	47
第30節	自発的支援の受け入れ	48

第4章 災害復旧・復興計画

第1節	災害復旧対策	49
第2節	復興計画	49

第1章 総 則

第1節 目 的

津野町地域防災計画は、災害対策基本法（以下「災対法」という。）第42条の規定に基づき、本町にかかる防災に関し、町の処理すべき事務又は業務を中心として、地域内の関係機関の協力を含めた総合的な計画を定め、防災諸活動の円滑な実施を図り、防災の万全を期することを目的とします。

第2節 作成機関

1. 作成機関 津野町防災会議

2. 津野町防災会議の目的

津野町防災会議は、災対法第16条及び津野町防災会議条例に基づき設置された津野町の附属機関であって、本町にかかる防災に関する基本方針の決定並びに地域防災計画の作成及びその実施の推進を図ることを目的とします。

第3節 構 成

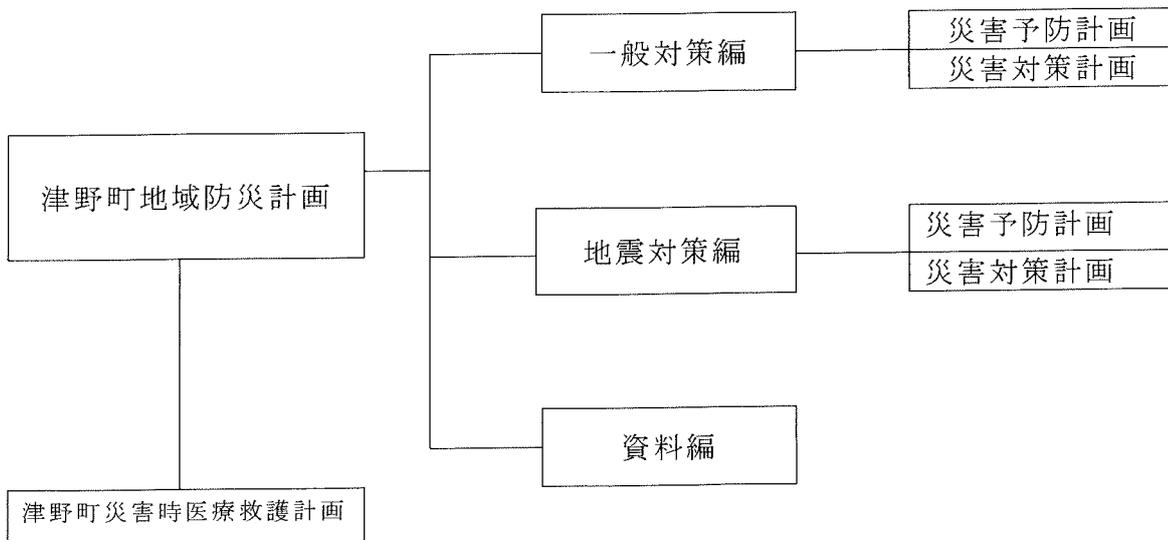
津野町地域防災計画は、「一般対策編」、「地震対策編」及び「資料編」で構成されています。

「一般対策編」は、風水害を中心とした各種災害に関して、町が行うべき防災対策を時系列的に計画し、町各部署、関係機関等における防災対策並びに諸活動に関する基本体系として構成します。

この計画により、災害が発生した場合、状況に応じて有機的な運用を図るものとするとともに、本町における防災活動の指針としての性格を有するものとします。

なお、この計画の医療救護に関する計画について、災害医療体制などをより詳細に定めるため、「津野町災害時医療救護計画」を別途定めます。

土砂災害警戒避難体制については資料編「土砂災害警戒避難体制の整備」の定めによる。



第4節 町及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

津野町の地域を管轄する警察署、高幡消防組合、高知県、津野町、及び町内の公共的団体は、それぞれの所轄業務を通じ、町内に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧等防災活動に努め、その処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりとします。

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
津野町	<p>(一般予防)</p> <p>(1) 防災会議に係る事務</p> <p>(2) 津野町災害対策本部等防災対策組織の整備</p> <p>(3) 防災施設の整備</p> <p>(4) 防災に係る教育、訓練</p> <p>(5) 県及び防災関係機関との連絡調整</p> <p>(6) 防災に必要な資機材等の整備、備蓄</p> <p>(7) 生活必需品、食料等の備蓄</p> <p>(8) 給水体制の整備</p> <p>(9) 管内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導</p> <p>(10) 災害危険箇所の把握</p> <p>(11) 各種災害予防事業の推進</p> <p>(12) 防災知識の普及</p> <p>(13) 自主防災組織の育成指導その他町民災害対策の促進</p> <p>(一般応急対策)</p> <p>(14) 水防、消防等応急対策</p> <p>(15) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査</p> <p>(16) 避難情報等の発令及び避難者の誘導並びに避難所の開設</p> <p>(17) 災害時における文教、保健衛生</p> <p>(18) 災害広報</p> <p>(19) 被災者の救援、救助その他の保護</p> <p>(20) 復旧資機材の確保</p> <p>(21) 災害対策要員の確保・動員</p> <p>(22) 災害時における交通、輸送の確保</p> <p>(23) 防災関係機関が実施する災害対策の調整</p> <p>(一般復旧)</p> <p>(24) 災害弔慰金・災害障害見舞金の給付及び災害援護資金の貸付等</p> <p>(25) 被災者生活再建支援制度に係る事務</p> <p>(26) 町民税等公的徴収金の猶予、減免措置</p> <p>(27) 義援金品の受領、配分</p>
高幡消防組合 (津野山分署)	<p>(一般予防)</p> <p>(1) 消防力の維持・向上</p> <p>(2) 町と共同での地域防災力の向上</p> <p>(一般応急対策)</p> <p>(3) 災害情報の収集・伝達</p> <p>(4) 消防活動</p> <p>(5) 救助・救急活動</p> <p>(6) 避難活動</p> <p>(7) 行方不明者の搜索</p> <p>(8) その他災害対策本部長が指示する災害応急対策</p>
消防団	<p>(一般予防)</p> <p>(1) 団員の能力の維持・向上</p> <p>(2) 町及び消防本部が行う防災対策への協力</p> <p>(一般応急対策)</p> <p>(3) 消防活動</p> <p>(4) 救助救急活動</p> <p>(5) 避難活動</p> <p>(6) 行方不明者の搜索</p> <p>(7) 町及び津野山分署が行う防災対策への協力</p>

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
須崎警察署	<p>(一般予防)</p> <p>(1) 災害警備計画</p> <p>(2) 災害装備資機材の整備</p> <p>(3) 危険物等の保安確保に必要な指導、助言</p> <p>(4) 防災知識の普及</p> <p>(一般応急対策)</p> <p>(5) 災害情報の収集及び伝達</p> <p>(6) 被災者の救出及び負傷者等の救護</p> <p>(7) 行方不明者等の搜索</p> <p>(8) 住民に対する避難の指示や誘導</p> <p>(9) 不法事案等の予防及び取締り</p> <p>(10) 被災地、避難場所、重要施設等の警戒</p> <p>(11) 避難路及び緊急交通路の確保</p> <p>(12) 交通秩序の確保</p> <p>(13) 広報活動</p> <p>(14) 遺体の見分・検視</p>
JA土佐くろしお JA高知県	<p>(一般応急対策)</p> <p>(1) 被災組合員に対する融資又はそのあっせん</p> <p>(2) 農作物の震災応急対策の指導</p> <p>(3) 共同利用施設の震災応急対策及び復旧</p> <p>(4) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせん</p> <p>(5) 被害状況調査及び応急対策への協力</p>
須崎地区森林組合 津野町森林組合	<p>(一般応急対策)</p> <p>(1) 被災組合員に対する融資又はそのあっせん</p> <p>(2) 被害状況調査及び応急対策への協力</p> <p>(3) 風倒木、被害木、漂流木の処理</p>
津野町商工会	<p>(一般応急対策)</p> <p>(1) 被災組合員に対する融資又はそのあっせん</p> <p>(2) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせん</p> <p>(3) 被災会員の被害状況調査についての協力</p>
津野町防災協議会	<p>(一般予防)</p> <p>(1) 道路、橋梁、家屋の震災復旧体制検討への協力</p> <p>(一般応急対策)</p> <p>(2) 救出活動等における重機、車両の協力</p> <p>(3) 道路、橋梁、家屋等の震災復旧への協力</p> <p>(4) 応急仮設住宅の建設等への協力</p>
津野町社会福祉協議会	<p>(一般予防)</p> <p>(1) 在宅要配慮者対策</p> <p>(2) 町が行う震災対策への協力</p> <p>(一般応急対策)</p> <p>(3) 町災害ボランティアセンターの設置・運営</p> <p>(4) 在宅要配慮者の応急対策</p> <p>(5) 被災者の保護及び救援物資の支給</p> <p>(6) その他町が行う避難及び応急対策への協力</p> <p>(7) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の相談</p>
町立小中学校	<p>(一般予防)</p> <p>(1) 避難体制の整備及び避難訓練の実施</p> <p>(一般応急対策)</p> <p>(2) 災害時における園児・児童・生徒の保護及び誘導</p> <p>(3) 町が実施する震災応急対策への協力</p> <p>(4) 避難所の管理・運営、炊き出し等への協力</p>

第5節 住民、事業所の責務

1. 住民

自らの安全は自ら守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には災害時要配慮者とともに早めに避難するよう行動します。被害が発生した場合は、初期消火、負傷者への援助や防災関係機関が行う防災活動への協力に努めるものとします。

2. 事業所

事業所は、災害時に果たす役割を十分認識し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化等防災活動の推進に努めるとともに、災害時には、従業員や利用等の安全確保、二次災害の防止を行い、地域への貢献・地域との共生を図ります。

第6節 津野町の概要

1. 自然的条件

津野町は平成17年2月1日に当時の葉山村（東地域）と東津野村（西地域）が合併して発足した新しい町です。位置は高知県中西部にあり、東は須崎市、北は佐川町、越知町、仁淀川町及び愛媛県境、西は禰原町、南は四万十町に接しており、東西28.1km、南北15.4km、面積は197.85km²となっています。

本町は総面積の89.5%が林野で占められており、不入山を源流点とし“日本最後の清流”といわれる「四万十川」及び、既に絶滅したといわれるニホンカワウソが最後に見られた「新荘川」が流れ、農用地及び宅地は、この2つの川沿いの緩やかな山裾を利用して点在しています。また、西北部には、日本三大カルストのひとつ「四国カルスト・天狗高原」があり、大変自然豊かな地域といえます。

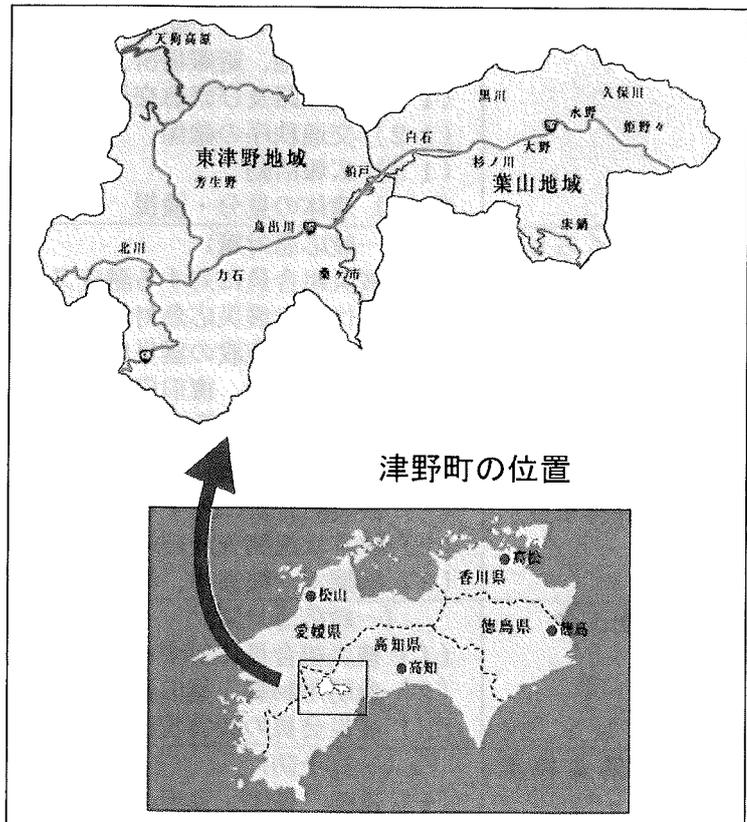
気象については、東地域と西地域では若干異なります。東地域は年間平均気温約16℃、冬季には山間部で10cm程度の積雪もありますが、集落が散在する標高70～300mでの積雪はあまり見られず、積雪日数は5日以内です。一方、西地域は年間平均気温約14℃、冬季は東地域に隣接する一部地域を除いて積雪もよく見られ、冬用タイヤ(スタッドレスタイヤ)の装着をしている自動車を多く見かけます。また、両地域とも年間降雨量が3,000mmを超え、例年夏～秋季にかけては台風等による風水害が発生し、多大な被害が引き起こされています。

2. 歴史的条件

この地域の歴史は古く、新土居遺跡、永野遺跡、船戸遺跡等から縄文時代には既に人が住んでいたことがうかがえます。

平安時代には津野経高が津野山地域の開拓を始めており、承久の乱の後、藤原氏の末裔といわれる山ノ内経高が土佐に入国、津野氏を名乗り姫野々に本城を構えて付近の開拓を進めるとともに高陵一帯を津野庄として掌握、高岡郡の政治経済の中心地として発展してきましたが、慶長5(西暦1600)年に滅亡、代わって山内氏による藩政時代が到来しました。幕末には、吉村虎太郎を始め多くの勤皇の志士を輩出し、維新回天の事業を成し遂げています。

明治維新後は郡区町村制を経て、東地域では5ヶ村と8ヶ村に分離統合し上半山村、下半山村と名を改め、昭和31年9月30日に両村が合併して葉山村となり、西地域では郡区町村制を経て3



ケ村が統合して東津野村となりましたが、平成17年2月1日、“平成の大合併”としては県下3番目に、2村が合併して津野町となりました。

3. 社会的条件

交通体系の根幹である道路は、町の中心を東西に横断する国道197号線及び西地域の中心を南北に縦断する国道439号線が基幹となり、これに県道、町道等が接続しています。役場本庁舎から第1次経済圏である須崎市までは15km20分程度、県庁までは50km80分程度ですが、平成14年の四国横断自動車道・伊野～須崎間の開通により県庁までも50分程度となり、従来の2次生活圏の須崎市を中心とした経済活動から広域化しています。

自治組織としては「地区」が83あり、うち55地区が30世帯未満の小規模集落です。人口分布では、山間地からの移住により比較的平坦地の多い姫野々・船戸・新田の周辺地区に集中する結果となっています。

○地区数 (R6.9.30 現在)

東地域	54
西地域	29
計	83

世帯数	地区数
100 以上	1
50 以上 100 未満	8
30 以上 50 未満	19
30 未満	55
計	83

4. 経済的条件

産業について、本町の農用地は、そのほとんどが小区画・不整形なものとなっており、このような地形的な制約のある立地条件のもと施設園芸・露地野菜・茶・水稻・畜産と林業の複合経営を展開してきましたが、過疎化や高齢化による労働力の減少に加えて、農林産物価格の低迷等もあり、その経営は厳しい状況にあり、農産物の6次化（1次産品に付加価値を付けて販売すること）の推進や担い手の育成などに取り組んでいます。林業は、材価格の低迷等もあり搬出間伐が進まず、林業従事者の高齢化も相まって森林の適正な管理ができていない状況で、林業経営での所得確保には繋がっていない状況です。

商業については、地域人口の減少や経営者の高齢化、後継者難等に加え、近隣の商業施設の充実から、店舗閉鎖を余儀なくされる商店が多くなっています。工業は、建設、建築、砕石、製材、部分製造、縫製等が主体でいずれも小規模経営であり、また、景気の低迷・公共事業の現象等により不安定な状況にあります。

5. 人口と世帯

(令和7年9月30日現在)

世帯数	人 口			65歳以上人口	高齢化率
	総数	男	女		
2,523	5,081	2,412	2,669	2,375	46.7%

(住民基本台帳より)

6. 建 物

住宅構造は、公共的建造物を除いては、殆どが木造住宅であり、住宅密集地では火災等による類焼の危険性があります。

7. 過去の災害状況

昭和21年南海地震では、被害が少ない状況でした。

西地域では、昭和38年台風第9号により、死者4名・行方不明3名他豪雨により、家屋倒壊等かなりの被害がありました。東地域では、昭和50、51年の台風により、死者1名、一部地域では河川欠壊等により大規模災害がありました。

第2章 災害予防計画

第1節 地域住民の災害予防計画

1. 災害の予報、警報の伝達を受けた地域住民は、災害を最小限に止めるために、暴風雨、大雨による被害の恐れのある箇所、物件等について、災対法第8条第2項の規定に基づき、あらかじめ予防措置を講じるよう努めます。
2. 町長または町長の指定する職員が、災害パトロール中、地域住民の所有に属する物件等に危険が予測されるものを発見したときは、関係住民に対し適切な予防措置を指示し、地域住民はこの指示に従い、速やかに措置しなければなりません。

第2節 災害危険箇所の調査

町は、県等関係機関とともに定期的に災害危険箇所の調査を行い、常に危険箇所を把握し、その安全に努めます。

第3節 水害予防計画

1. 全般

- (1) 宅地造成等による遊水地帯の埋め立てや道路舗装が、降雨における一時流出量の激増をもたらし、河床に土砂を推積させ小河川、排水路の氾濫をもたらす原因の一つとなっている現状から、河川改修、排水対策事業を積極的に進め災害の発生を未然に防止するため、次のとおり計画します。
- (2) 新莊川及び四万十川等の洪水等に対する予防施策等の実施においては、高知県が公表（新莊川：令和4年3月16日公表、四万十川：令和6年9月26日公表、北川・高野川・木桑川、宮谷川・力石川・西の谷川・谷の内川・足川・枝ヶ谷川・倉川：令和7年8月21日公表）する最大規模（1000年に1回程度の豪雨）及び計画規模（新莊川50年に1回程度の降雨）に伴う洪水浸水想定区域及び家屋倒壊等氾濫想定区域の内、現実的な予防施策等の実施を踏まえ、利用者の円滑迅速な避難の確保を図る必要があると強く認識をする計画規模を主体（以下、本節において計画規模に該当する洪水浸水想定区域及び家屋倒壊等氾濫想定区域を「洪水浸水想定区域等」という。）として参考としつつ、必要な予防施策等を講じるものとします。

2. 予防施策等

(1) 全般

ア. 河川改修事業

河川、水路については、県等関係行政機関とともに、常に技術的診断を加え、災害時も考慮して各種の改良工事を施工し、流域の水害防止に努めます。

イ. 外水防除対策

国土交通省並びに県との連携を緊密にし、胸壁、護岸等の構造改善、天端高のかさ上げ等改修整備の促進を図ります。

ウ. 警報等の発表及び周知

- (ア) 暴風雨、大雨、高潮等の気象現象により、災害が発生する可能性がある場合には、住民に理解容易な内容等により、これらを伝達するものとします。
- (イ) 気象台から発表される気象情報等により、住民に注意喚起を行うものとします。
- (ウ) 予想される気象現象が特に異常であり、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される特別警報は、住民に対して直ちに周知の措置をとるものとします。

エ. 情報伝達体制

- (ア) 多様な情報伝達を充実するために、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、防災行政無線、携帯端末の緊急速報メール等による情報伝達手段等を整備するとともに、定期的に点検等を実施して、その有効性等を確認するものとします。
- (イ) 上記機能を確保するため、停電対策を講じる等、情報伝達の多重化及び多様化対応に努めるものとします。

(2) 洪水浸水想定区域等内の要配慮者利用施設管理者等の義務等

- ア. 県が公表する新荘川及び四万十川等の洪水浸水想定区域等内の社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の内、本地域防災計画で指定する施設（以下、「避難促進施設」という。）の管理者等は、水防法等に基づき、次の事項を実施するものとします。
 - (ア) 避難確保計画の作成（変更）及び町長への報告
 - (イ) 避難訓練の実施及び町長への報告
- イ. 避難促進施設の管理者等が実施する避難確保計画等の作成及び避難訓練の実施においては、必要により本町が助言等を実施するものとします。
- ウ. 細部は、別添「各種災害に対する警戒避難体制の整備」の定めによります。
- エ. 新荘川の洪水浸水区域等
高知県URL参照

第4節 土石流及び崖崩れ等災害予防計画

町の地勢、地質、地盤の実態を十分調査し、崖崩れ等の災害が予測される箇所の把握するとともに、避難体制づくり、崩壊防止工事等、関係機関との密接な連携を保ち、適切な予防措置に努めます。

1. 危険予想箇所の把握

危険予想箇所については、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域について住民等への周知に努め、避難体制を徹底します。

また、関係行政機関等との合同調査を行い、特に危険な箇所については、その対策について、関係機関に働きかけるとともに、巡視警戒に当たります。

2. 崩壊防止工事の実施

個人財産は個人が守ることが原則です。家の安全のための防災工事を施工することも本来個人の責任ですが、特別な条件を具備した場合は、国庫補助等により崩壊防止工事が検討されるので、関係団体との連絡を密にし、実施の促進を図ります。

3. 警戒避難体制の整備等

土砂災害警戒避難体制については資料編「土砂災害警戒避難体制の整備」の定めによる。

4. 土砂災害警戒区域等内の要配慮者利用施設管理者等の義務等

- (1) 県が指定する土砂災害警戒区域等内の社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の内、「避難促進施設」の管理者等は、土砂災害防止法等に基づき、次の事項を実施するものとします。
 - ア. 避難確保計画の作成（変更）及び町長への報告
 - イ. 避難訓練の実施及び町長への報告

- (2) 指定施設の管理者等が実施する避難確保計画等の作成及び避難訓練の実施においては、必要

により本町が助言等を実施するものとします。

第5節 火災予防計画

火災予防計画については、防火思想の普及徹底と消防体制の充実強化を図ることにより相当な結果を期待し得るものであるため、消防力の充実と消火栓、貯水槽の設置を促進するとともに、津野山分署の協力を得て、防火対象物の定期査察あるいは火災予防運動の充実により、防火思想の啓発指導を行います。

1. 消防施設の整備、点検

消火栓の増設並びに貯水槽等の防火水利の整備改善を図るとともに、消防機械器具の機能を最高に保持し、能率的効果的な運用を図り得るよう、点検並びに整備を行います。

2. 火災予防運動

火災多発時期の前に火災予防運動を実施し、広報、講習会等各行事を通じて、防火思想の向上啓発指導を行います。

3. 火災予防査察等

火災発生及び被害拡大を防止するための火災予防査察並びにプロパンガス等の爆発引火の恐れのある物品の貯蔵管理の状況把握については、高幡消防組合の消防計画によるものとします。

第6節 防災施設、設備の整備計画

火災の発生や防災施設等における災害を防止し、または軽減するために、予防対策として、次のとおり整備計画を定めます。

また、整備計画の具体的推進のため、防災関係施設における防災事業については、個別に担当課において定めます。

1. 施設の整備計画

(1) 防火計画

建物の不燃性を推進するとともに、地域の防災化の促進を併せて行います。

(2) 公園・緑地の整備

公園・緑地は、災害時の避難場所や防火活動拠点、復旧復興拠点として重要な施設であり、あわせて延焼防止空間としても有効な役割を果たすものであり、これらの整備促進を図ります。

(3) 道路・橋梁の整備

道路は、避難、消火、救急等の緊急活動のほか、地震災害における延焼阻止にも有効です。

このため、災害予防対策として、既存道路の機能確保という側面も照らし合わせ、道路網の整備を行う必要があります。

橋梁については、河川改修と並行して整備の促進を図ります。

2. 防災施設の整備計画

(1) 防災行政無線の整備

町民への災害情報の伝達及び町内の被害状況の把握に効果的な町防災行政無線の維持管理に努めます。

(2) 避難場所の整備

災害対策基本法に基づき、災害の種類ごとに、災害及び二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を一時的な避難場所として指定し、安全で段階的な避難行動ができるように必要な整備を行います。

(3) 避難所の整備

災害対策基本法に基づき、一定期間の避難生活ができる施設を、地域住民の参画を得て避難所としてあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図ります。また、避難生活の環境を良好に保つために、必要に応じた設備の整備に努めます。

(4) 避難路及び避難誘導標識の整備

町は災害時に、避難のための通行を確保すべき道路（避難路）として、道路法（昭和27年法律第180号）に規定する道路及び住民が避難場所まで避難するための道路を選定する。選定後は、土砂災害、浸水、延焼の危険がないところなどを考慮しながら、避難場所まで複数の避難路を確保し安全な避難のために整備するとともに、避難誘導標識も設置します。

(5) 庁舎、学校の整備

日常生活の中で、防災への理解を高めるため、防災に関する啓発、教育、訓練等コミュニティの活動の場として活用することができ、また、地震災害発生時における地域の災害対策活動の拠点として機能する中枢基地として本庁舎、西庁舎の整備、町内小・中学校の耐震化を含めた整備、充実を促進します。

(6) 消防施設の整備

町内においては、火災が発生した場合、木造家屋が密集しているため大火災になる可能性があります。この災害から、被災地住民の生命、財産を守るため、現有の消防力の強化と併せて、小型動力ポンプ付積載車、消防道、消防水利施設等の整備、消防屯所の老朽化に伴う更新や耐震化を図ります。

3. 防災倉庫の整備及び物資の備蓄計画

(1) 防災倉庫の整備

備蓄物資の収納場所として、防災倉庫の設置を促進するとともに、補給基地として、各地域に分散することが必要であります。

また、支援物資受入や供給体制の確保のため、拠点となる備蓄倉庫の整備を図ります。

(2) 物資の備蓄

備蓄物資については、長期保存食、毛布、発電機、ポータブルトイレ等、緊急度、重要度の高いものから、必要最低限の備蓄に努めます。しかし、あらゆる種類の物資や食料を備蓄することは、維持費や管理費など財政上の問題もあり、必要に応じて備蓄物資の量や種類について検討します。

また、災害時の必要物資については、救護の状況により、質量とも大きく変わることになり、あらかじめ、関係団体や業者との間で協定を締結するなどして、物資の優先的供給を確保できるよう民間協力体制を整備します。

第7節 防災知識普及計画

地域防災計画の的確かつ有効的な実施を図るため、住民の防災知識の普及及び防災業務に従事する職員の資質の向上を図ります。

1. 防災パンフレットの作成や町広報誌を通じ、町民に対して防災知識の普及を図ります。

2. 広報車等により町民の防災知識の普及を図ります。
3. 地域防災計画が的確有効に活用されるよう、職員に対し内容・運用等を周知徹底させます。

第8節 地域防災力育成計画

いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えを充実する必要がある、その実践を促進する活動を展開し、防災教育などを通じた防災知識の普及と、町民参加による実践的な防災訓練を進めることにより「自らの身の安全は自らが守る」人づくりを図ります。

自主防災組織を育成し、消防団を中心とした地域防災力の向上を図ります。

第9節 自主防災組織の整備計画

災害時における災害応急活動について、防災関係はもとより、地域住民の協力がなければ応急活動は進みません。住民の連帯感をもとに自主的な地域住民の防災組織を育成します。

第10節 気象業務計画

1. 気象関連情報の収集

気象庁による注意報・警報、雨量、河川水位などの気象関連情報については、高知地方気象台による気象説明会をはじめ、高知県総合防災情報システム、テレビ・ラジオ報道、インターネット等を活用して的確な情報収集に努めます。

なお、注意報・警報・特別警報の本町での発表基準は、次のとおりです。

津野町での注意報・警報等の種類及び発表基準

種類	基準			
警報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準	25	
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	217	
	洪水	流域雨量指数基準	北川流域＝27.9、高野川流域＝7.1、西の谷川流域14.6、力石川流域＝9.1、四万十川流域＝13.7、新莊川流域＝24.4	
		複合基準*1	—	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ30cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	注意報	大雨	流域雨量指数基準	18
土壌雨量指数基準			160	
洪水		流域雨量指数基準	北川流域＝22.3、高野川流域＝5.6、西の谷川流域11.6、力石川流域＝7.2、四万十川流域＝10.9、新莊川流域＝19.5	
		複合基準*1	—	
		指定河川洪水予報による基準	—	
強風		平均風速	12m/s	
風雪		平均風速	12m/s 雪を伴う	
大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ15cm	
波浪		有義波高		
高潮		潮位		
雷	落雷等により被害が予想される場合			

	融雪	
	濃霧	視程 100m
	乾燥	最小湿度40%で実効湿度60%
	なだれ	積雪の深さが50cm以上あり次のいずれか 1 降雪の深さが20cm以上 2 最高気温が2℃以上 3 かなりの降雨
	低温	最低気温-4℃以下*2
	霜	晩霜期 最低気温3℃以下
	着氷	
	着雪	24時間降雪の深さ：20cm以上 気温：-2℃～2℃
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	120mm

*1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 気温は高知気象台の値。

特別警報の発表基準

気象	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 ※地面現象特別警報含む
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪	数十年の一度の降雪量となる大雪が予想される場合
地象	地震（地震動）	震度6弱以上または長周期地震動階級4の大きさの地震動が予想される場合 ※緊急地震速報（震度6弱以上または長周期地震動階級4）を特別警報に位置付ける

高知県の土砂災害警戒情報・土砂災害緊急情報の概要

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と気象庁が共同で発表しており、基準は短期降雨指標には60分雨量、長期降雨指標には土壌雨量指数の2指標の組み合わせを用いることとしている。

また、県では、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町村が適切に住民の避難情報等の判断を行えるよう、土砂災害の想定される土地の区域及び時期に関する「土砂災害緊急情報」を発表する。

- (1) 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報が通知された場合の処置については、資料編「土砂災害警戒避難体制の整備」の定めによる。
- (2) 警戒レベルについては「津野町避難情報等に関するガイドライン」の定めによる。

2. 気象予報警報等の伝達

(1) 気象予報警報等の伝達

町は、地域防災計画に基づき、町防災行政無線、広報車などを活用し、町民に対し警報等を伝達します。また、地区会、自主防災組織と連携して広く周知するものとし、要配慮者への周知については、関係機関と連携し周知するものとします。

(2) 火災気象通報

町（消防機関）は、次の場合、火の使用の制限等により火災の発生を防止するため、火災警報を発令します。

- ・ 県から火災気象通報を受けた場合

・ 火災の予防上危険であると認めた場合
高知県における火災気象情報通報基準

◇ 高知地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とします。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪時には火災気象情報として通報しないことがあります。

(3) 異常現象発見時の通報

災害が発生する恐れがあるような次の異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、町、警察等に通報します。通報を受けた町は、必要に応じ高知地方気象台、県及び関係機関に通報するとともに、町民への周知徹底を図ります。

ア. 水害（河川）

堤防の亀裂又は欠け・崩れ、堤防からの溢水など

イ. 土砂災害・山地災害

山鳴り、降雨時の川の水位の低下及び流れの濁りや流木の混在、地面のひびわれ、沢や井戸水の濁り、斜面からの水の吹き出し、わき水の濁り又は量の変化、がけの亀裂、小石の落下など

ウ. 異常気象現象

竜巻など異常な気象現象など

第11節 災害応急対策・復旧対策計画

1. 消火・救助・救急対策

(1) 消防施設等の充実

町は、「消防力の整備指針」（平成17年6月13日 消防庁告示第9号）に基づき消防署を配置し、消防車両などの消防施設や情報収集体制、通信機能の強化を図るための消防設備などを整備し消防力の充実に努めます。

(2) 消防水利の確保

ア. 「消防水利の基準」（昭和39年12月10日 消防庁告第7号）に基づき、消火栓を配置します。

イ. 河川、農業用水路などの自然水利やプールの活用、耐震性貯水槽などの防火水槽整備など、地区の実情に応じて消防水利の多様化を図ります。

ウ. 活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動実現のための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防衛活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制などの整備に努めます。

2. 災害時医療対策

(1) 災害医療救護体制の整備

ア. 大規模災害時に、「津野町災害時医療救護計画」が実効あるものにするため、関係者への周知徹底や防災訓練を実施し、常に内容に検討を加えるものとします。

(ア) 直接地域住民の生命、健康を守るための医療救護活動を行います。

(イ) 医療救護所において、中等症患者及び重症患者への応急処置及び軽症患者に対する処置を行います。

(ウ) 救護病院において、医療救護所で対応できない重症患者及び中等症患者の処理及び収容を行います。

イ. 町は、次の事項を実施し、地域防災計画にも規定します。

(ア) 医療救護活動及び医療救護施設の整備について、地域の実情に合わせた災害時医療救護計画を策定します。

(イ) 医療救護所、救護病院を指定し、医療機関管理者等と協議して、それぞれの機能の確保

に努めます。

- (ウ) 地域の医療関係団体や自主防災組織との連携に努めます。
- (エ) 医療救護所等を設置する場所を、平時から住民に周知します。
- (オ) 応急手当等の家庭看護の普及を図ります。
- (カ) 町の災害時医療救護計画について関係者に周知します。

(2) 医薬品等及び輸血用血液の供給体制の整備

- ア. 町は、医薬品、医療用資機材等の備蓄に努めます。
- イ. 町は、医薬品卸業者、薬剤師会等と連携し、医薬品等の確保及び供給体制を整備します。
- ウ. 町及び関係機関は連携して、医療救護に関する情報の収集伝達体制を整備します。

(3) 広域災害・救急医療情報システム整備及び活用

- ア. 町及び医療機関は、広域災害・救急医療情報システムの整備に努めます。
- イ. 町及び医療機関は、医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行います。

3. 緊急輸送活動対策

(1) 輸送拠点の確保

- ア. 町は、物資の輸送拠点を定めます。
- イ. 町は、災害時の臨時ヘリポートの候補地を選定し、整備に努めます。

(2) 輸送手段の確保

- ア. 防災関係機関は、緊急時において確保できる車両などの配備や運用を予め計画し、発生後の道路等の障害物の除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について必要に応じ応援協定等を締結します。
- イ. 町は、緊急輸送の荷役に必要の人員の確保について計画を作成します。
- ウ. 町は、緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合にはヘリコプターの派遣の要請を行います。

4. 緊急物資確保対策

(1) 個人備蓄の推進

防災知識の広報に努め、飲料水、食料の個人備蓄を推進します。
一人当たり必要量の目安

飲料水	3日分	9リットル
食料	3日分	

(2) 飲料水の整備

- ア. 応急給水の確保
 - (ア) 給水拠点の整備（水道施設の耐震化、ポンプ設備の停電対策など）
 - (イ) パック水の備蓄
- イ. 供給体制の整備
給水車の確保、給水用資機材の備蓄

(3) 食料・生活必需品の確保

- ア. 流通備蓄の把握
流通在庫を調査します。
- イ. 調達体制の整備
災害発生時の供給について事業者と協定を結ぶなど調達の体制を整備します。
- ウ. 備蓄品目・量の決定
 - (ア) 備蓄品目・量を決定し備蓄に努めます。
 - (イ) 地区の特性を考慮のうえ、重要物資を選定して確保に努めます。
重要物資の例

○飲料水 ○食料 ○毛布 ○粉ミルク又は液体ミルク
○おむつ ○生理用品 ○携帯トイレ・簡易トイレ ○トイレットペーパー

(4) 備蓄・供給体制の整備

ア. 市町村の相互応援

給水の相互応援などについて検討します。

イ. 県と市町村の連携

(ア) 県と市町村は連携して備蓄目標を設定します。

(イ) 町は、供給計画を県に報告します。

ウ. 町

(ア) 避難所等への備蓄を進めます。

(イ) 孤立する可能性がある地区への備蓄を進めます。

(ウ) 配布計画を作成します。

5. 消毒・保健衛生体制の整備

(1) 消毒、保健衛生体制の整備

ア. 町は、次の事項について体制を整備します。

・ 消毒体制 ・ 消毒方法 ・ 薬剤及び資機材の整備

イ. 町は、消毒用薬剤及び資機材の災害時の調達について計画します。

(2) ごみ処理体制の整備

町は、「ごみ」処理計画を作成します。

ア. 被害状況に応じた「ごみ」の量の推計

イ. 「ごみ」の迅速な回収と処理の計画

ウ. 災害ボランティアとの連携

(3) し尿処理体制の整備

町は、し尿処理計画を作成します。

・ 処理量の推計 ・ 仮設トイレ等の配置計画 ・ 回収用車両の調達など

第12節 要配慮者対策の推進計画

災害発生時には、高齢者や障害者、乳幼児など、危険の察知や迅速な行動が困難な者への特別な配慮が必要であり、平常時から支援体制を構築し、適切に対応するための対策を次のとおり計画します。

1. 定義

(1) 要配慮者

要配慮者とは、高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、外国人など、危険の察知や迅速な行動が困難な者で、災害時の避難行動等において特に配慮を要する者をいいます。

(2) 避難行動要支援者

避難行動要支援者とは、町において在宅生活をする者のうち、災害時に自力での避難に不安があり、地域で避難支援等関係者の支援を必要とする者であって、下記のいずれかの項目に該当する者をいいます。

ア. 介護保険法による要介護状態区分が3～5である者

イ. 身体障害者手帳所持者で、その等級が1・2級（1種）である者（心臓・じん臓機能障害のみで該当するものは除く）

ウ. 療育手帳Aを所持する知的障害者

エ. 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者

オ. 難病の患者に対する医療等に関する法律の適用を受けている指定難病患者（特定医療費受給者）

カ. 前各号に掲げる者以外で、町長が支援の必要を認めた者

(3) 避難支援等関係者

災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、警察、民生・児童委員、町社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者をいいます。

2. 要配慮者避難支援計画の策定

町は、災害時要配慮者を支援するための基本方針、防災関係機関における役割分担、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成、避難・誘導の方法、訓練の実施その他の支援体制を盛り込んだ全体計画「要配慮者避難支援計画」を策定します。

3. 避難行動要支援者名簿の作成・運用

町は、避難行動要支援者に該当する者を的確に把握するとともに、「避難行動要支援者名簿」を作成し、年1回の更新をします。

(1) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿を作成するに当たっては、避難行動要支援者に該当する者及び下記の個人情報を入手する必要があります。

このため、町で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約するとともに、民生・児童委員等の福祉関係者、町社会福祉協議会、地域包括支援センター等の組織・団体と連携して広く必要な情報を収集するほか、町で把握していない難病患者に係る情報等を高知県健康対策課より収集します。

ア. 氏名

イ. 生年月日

ウ. 性別

エ. 住所又は居所

オ. 電話番号その他の連絡先

カ. 避難支援等を必要とする事由

キ. その他、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(2) 情報の更新

要配慮者の状況は、日々変化していくことから、定期的に避難行動要支援者を把握する調査を実施し、名簿情報の修正（住所変更、自力避難の可否、避難支援等関係者の有無等）及び名簿対象者の新規追加・削除（本人の死亡、転出入、新たな要介護認定や障害認定、社会福祉施設等への長期入所等）を行い、管理しておくものとします。

4. 避難行動要支援者個別避難計画の作成

避難行動要支援者名簿の登録者のうち、特に避難時に支援が必要な者を対象として、民生・児童委員や自主防災組織などの地域住民の協力を得て、避難行動要支援者一人ひとりの情報伝達、救助・避難誘導の方法を具体的に記した「避難行動要支援者個別避難計画」を作成し、災害時の円滑な支援に備えるものとします。

なお、当該個別避難計画は、原則として本人及び家族の希望又は同意により作成される計画とします。

5. 避難支援等関係者間における情報共有

町は、避難支援等関係者に対し、あらかじめ名簿情報を提供しておくものとします。ただし、特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られない場合は、この限りではありません。

なお、町は、現に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、要配慮者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供するものとします。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しないこととします。

6. 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

名簿情報の提供に際しては、町は、避難支援等関係者に守秘義務が課せられていることの十分な説明を行うとともに、必要以上の情報を提供しないなど、避難行動要支援者の個人情報が無用に共有、利用されないよう適切な措置を講ずるものとします。

7. 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

円滑かつ迅速な避難にあたって重要となる災害情報は、多様な手段を用いて早い段階での避難行動につながる情報伝達の仕組みを構築します。

8. 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、本人又は家族等の生命及び身体の安全確保を最優先に、災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等を実施することを原則とします。

そのため、避難支援等関係者の被災状況によっては、安否確認・避難誘導などの避難支援が困難となる恐れがあることを、避難行動要支援者に説明し理解を得ておくものとします。

9. 社会福祉施設における防災対策の推進

社会福祉施設の利用者は、災害時の迅速な避難行動が困難である場合も多いことから、町は、施設管理者に対して、防災施設等の整備、施設入所者の避難対策等の災害対策が講じられるよう指導・支援に努めます。

10. 福祉避難所の開設

災害により、特に避難所において長期収容が必要となった場合で、一般の避難者との共同生活が困難な介護を必要とする者に対しては、次の施設を要配慮者用の避難所（福祉避難所）として開設し、施設においてスタッフを確保し、困難な場合、町は対象者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとします。

施設名	所在地	電話番号
津野町総合保健福祉センター (所管課：健康福祉課)	津野町姫野々431-1	0889-55-2183 0889-55-2151
津野町福祉交流センター	津野町力石2870	0889-62-2311
高陵特別養護老人ホーム組合 葉山荘	津野町姫野々417	0889-55-2121
津野山養護老人ホーム組合 高原荘	津野町力石5082	0889-62-2154

※福祉避難所を設置することとなった場合、優先的に老人ホーム組合を開設することとします。

収容可能人数を超えた場合に、津野町総合保健福祉センター及び、津野町福祉交流センターを開設することとします。

第3章 災害対策計画

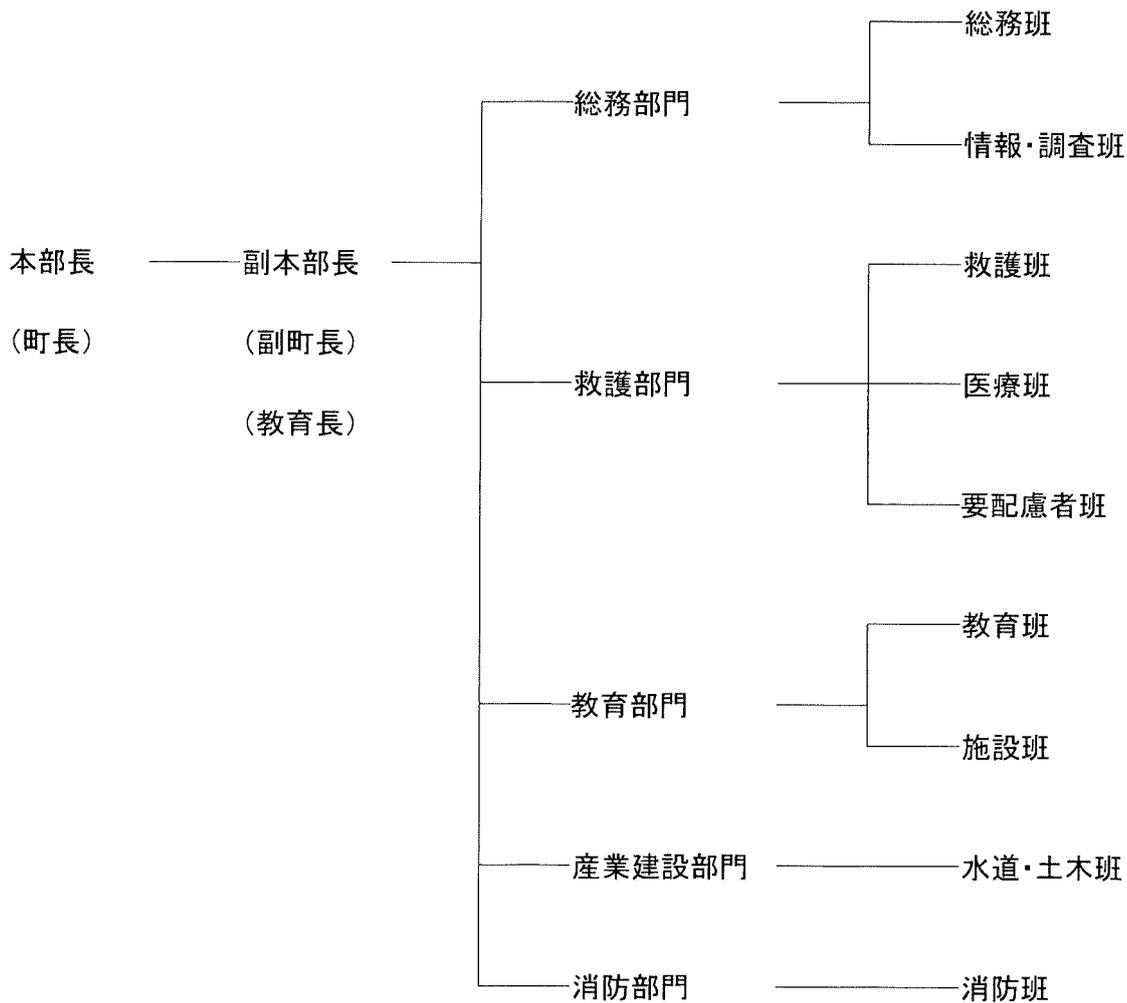
第1節 組織計画

1. 災害対策本部の組織

津野町災害対策本部の組織及び編成は「津野町災害対策本部条例」（平成17年津野町条例第20号）」の規定に基づき組織するほか、災害発生時の体制としての「災害応急対策」配備と災害後の体制としての「被害対策」配備とします。

(1) 災害応急対策配備

ア. 組織系統

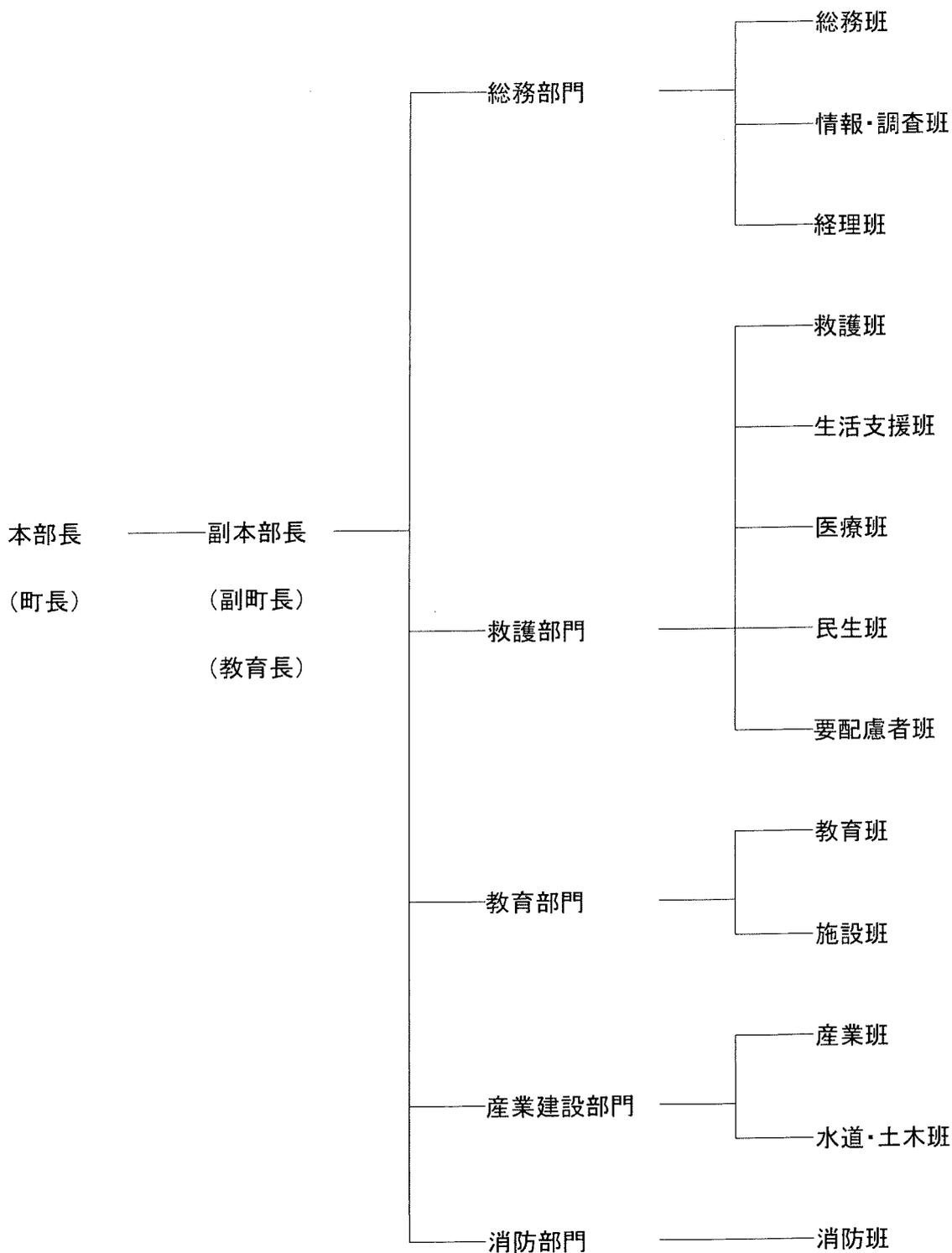


イ. 任務

課	班	所 轄 事 項
総務部門	総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策本部の設置及び本部会議の運営に関する事 2. 職員の動員及び配備に関する事 3. 自衛隊の災害派遣要請に関する事 4. 県及び他機関に対する連絡、応援要請に関する事 5. 防災会議、関係機関との連絡調整に関する事 6. 公安対策及び警察との連絡に関する事 7. 消防団との協調連絡に関する事 8. 職員の給食に関する事 9. 緊急資材、用品の調達及び貸借に関する事 10. 防災行政無線に関する事 11. 車両などの調整に関する事 12. 災害の予算編成に関する事 13. 災害に伴う財政計画及び政府機関との連絡に関する事 14. 災害復旧活動の計画推進に関する事 15. 報道機関との連絡に関する事 16. その他災害対策全般に関する事
	情報・調査班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害情報の収集・分析に関する事 2. 各部門、各班との連絡調整に関する事 3. 被害状況の把握に関する事 4. 町営住宅、公有財産の災害対策及び被害調査に関する事 5. 気象情報の受領・伝達に関する事 6. 河川水路などの水位状況の調査に関する事 7. 災害に関する各種情報の広報に関する事 8. 災害の写真撮影、記録に関する事 9. 被害報告の取りまとめ及び記録に関する事
救護部門	救護班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 部内の連絡調整に関する事 2. 関係諸機関との連絡調整に関する事 3. 県保健医療調整高幡支部との連絡調整に関する事 4. 避難所の設置及び管理運営に関する事 5. 災害救助法の適用に関する事 6. 応急救助に関する事 7. 避難者及び被災者の収容に関する事 8. 遺体収容所の開設に関する事 9. 罹災による身元不明者の収容並びに埋火葬に関する事
	医療班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療施設の災害対策に関する事 2. 医療施設の被害調査に関する事 3. 医師との連絡調整に関する事 4. 県保健医療調整高幡支部との連絡調整に関する事 5. 災害時の医療助産に関する事 6. 救護所の設置運営に関する事 7. 救出者の搬送並びに救護に関する事 8. 医薬品、その他衛生資材の確保に関する事

	要配慮者班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時要配慮者、避難行動要支援者等への対応に関する事 2. 福祉避難所の設置及び管理運営に関する事 3. 葉山荘、高原荘との連絡調整に関する事 4. 健康支援などの保健活動に関する事
教育部門	教育班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 部門内の連絡調整に関する事 2. 児童、生徒の避難及び応急教育対策に関する事 3. 災害対策のための教員確保に関する事 4. 臨時保育所の開設に関する事 5. 災害対策に協力する保護者会等の教育関係団体との連絡調整に関する事
	施設班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 教育関係施設及び設備の被害調査に関する事 2. 教育関係施設及び設備の災害対策に関する事 3. 非常炊き出しに伴う給食施設の管理に関する事 4. 避難収容施設の供与及び管理に関する事
産業建設部門	水道・土木班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 部門内の連絡調整に関する事 2. 道路啓開に関する事 3. 公共土木施設などの被害調査に関する事 4. 公共土木施設などの災害対策に関する事 5. 建築物の災害対策に関する事 6. 土木事務所、建設業者などとの連絡調整、協力要請に関する事 7. 災害対策用資材の確保に関する事 8. 応急仮設住宅に関する事 9. 土砂災害などの危険個所の監視と状況把握に関する事 10. 水道施設の保全及び応急対策に関する事 11. 水道施設の被害調査に関する事 12. 節水・断水・給水の広報に関する事 13. 工事指定業者との連絡調整に関する事 14. 被災者に対する飲料水の供給に関する事 15. 水道応急復旧資材の調達確保に関する事 16. 浄化槽施設に関する事
消防部門	消防班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 消防、水防活動に関する事 2. 河川、水害に対する巡視警戒に関する事 3. 避難誘導に関する事 4. 行方不明者並びに遺体捜索及び収容に関する事 5. その他災害予防等に関する事

(2) 被害対策配備
ア. 組織系統



イ. 任 務

課	班	所 轄 事 項
総務部門	総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策本部の設置及び本部会議の運営に関する事 2. 職員の動員及び配備に関する事 3. 自衛隊の災害派遣要請に関する事 4. 県及び他機関に対する連絡、応援要請に関する事 5. 防災会議、関係機関との連絡調整に関する事 6. 公安対策及び警察との連絡に関する事 7. 消防団との協調連絡に関する事 8. 職員の給食に関する事 9. 緊急資材、用品の調達及び貸借に関する事 10. 防災行政無線に関する事 11. 車両などの調整に関する事 12. 災害の予算編成に関する事 13. 災害に伴う財政計画及び政府機関との連絡に関する事 14. 災害復旧活動の計画推進に関する事 15. 報道機関との連絡に関する事 16. その他災害対策全般に関する事
	情報・調査班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害情報の収集・分析に関する事 2. 各部門、各班との連絡調整に関する事 3. 被害状況の把握に関する事 4. 町営住宅、公有財産の災害対策及び被害調査に関する事 5. 気象情報の受領・伝達に関する事 6. 河川水路などの水位状況の調査に関する事 7. 災害に関する各種情報の広報に関する事 8. 災害の写真撮影、記録に関する事 9. 被害報告の取りまとめ及び記録に関する事
	経理班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害関係経費の収支に関する事 2. 義援金等の受領に関する事 3. 緊急資材用品などの出納に関する事
救護部門	救護班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 部門内の連絡調整に関する事 2. 関係諸機関との連絡調整に関する事 3. 県保健医療調整高幡支部との連絡調整に関する事 4. 避難所の設置及び管理運営に関する事 5. 災害救助法の適用に関する事 6. 応急救助に関する事 7. 避難者及び被災者の収容に関する事 8. 遺体収容所の開設に関する事 9. 罹災による身元不明者の収容並びに埋火葬に関する事
	生活支援班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害に伴う税金免除に関する事 2. 罹災証明に関する事 3. 被災者台帳の整備に関する事 4. 被災家屋被害認定調査に関する事 5. 被災建築物・被災宅地応急危険度判定の実施に関する事 6. 被災者に対する各種の資金の融資あっせんに関する事 7. 義援金、支援金、見舞金、弔慰金、災害援助金等の受付、支給及び貸付けに関する事

	医療班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療施設の災害対策に関すること 2. 医療施設の被害調査に関すること 3. 医師との連絡調整に関すること 4. 県保健医療調整高幡支部との連絡調整に関すること 5. 災害時の医療助産に関すること 6. 救護所の設置運営に関すること 7. 救出者の搬送並びに救護に関すること 8. 医薬品、その他衛生資材の確保に関すること
	民生班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社会福祉関係施設の保全及び応急対策に関すること 2. 日本赤十字、社会福祉協議会等との連絡調整及び協力要請に関すること 3. ボランティアセンターに関すること 4. 支援物資の受け入れ、配給に関すること 5. 炊き出し、その他食糧品の配給に関すること
	要配慮者班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時要配慮者、避難行動要支援者等への対応に関すること 2. 福祉避難所の設置及び管理運営に関すること 3. 葉山荘、高原荘との連絡調整に関すること 4. 健康支援などの保健活動に関すること
教育部門	教育班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 部門内の連絡調整に関すること 2. 児童、生徒の避難及び応急教育対策に関すること 3. 災害対策のための教員確保に関すること 4. 臨時保育所の開設に関すること 5. 罹災児童、生徒に対する学用品などの供給、あっせんに関すること 6. 災害対策に協力する学校生徒の配置計画に関すること 7. 災害対策に協力する保護者会等の教育関係団体との連絡調整に関すること 8. 教育関係義援金品の受け入れ、配分に関すること
	施設班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 教育関係施設及び設備の被害調査に関すること 2. 教育関係施設及び設備の災害対策に関すること 3. 文化財の保護及び災害対策に関すること 4. 災害時における学校給食に関すること 5. 非常炊き出しに伴う給食施設の管理に関すること 6. 避難収容施設の供与及び管理に関すること
産業建設部門	産業班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農林業関係の被害調査に関すること 2. 農林業関係の応急対策に関すること 3. 商工、観光施設の被害調査に関すること 4. 商工、観光施設の応急対策に関すること 5. 農業振興センター、農協及び商工会などとの連絡調整、協力要請に関すること 6. ごみ、し尿などの非常処理に関すること 7. 災害廃棄物の置き場、処理に関すること 8. 被災地の防疫に関すること
		<ol style="list-style-type: none"> 1. 部門内の連絡調整に関すること 2. 道路啓開に関すること 3. 公共土木施設などの被害調査に関すること 4. 公共土木施設などの災害対策に関すること 5. 建築物の災害対策に関すること

	水道・土木班	6. 土木事務所、建設業者などとの連絡調整、協力要請に関する こと 7. 災害対策用資材の確保に関すること 8. 応急仮設住宅に関すること 9. 土砂災害などの危険個所の監視と状況把握に関すること 10. 水道施設の保全及び応急対策に関すること 11. 水道施設の被害調査に関すること 12. 節水・断水・給水の広報に関すること 13. 工事指定業者との連絡調整に関すること 14. 被災者に対する飲料水の供給に関すること 15. 水道応急復旧資材の調達確保に関すること 16. 浄化槽施設に関すること
消防部門	消防班	1. 消防、水防活動に関すること 2. 河川、水害に対する巡視警戒に関すること 3. 避難誘導に関すること 4. 行方不明者並びに遺体捜索及び収容に関すること 5. その他災害予防等に関すること

- (ア) 各部門各班の任務は、本配備表のとおりですが、業務の緊急性に応じ、本部長の指示により、随時他の課及び班の業務を応援するものとします。
- (イ) 各部門各班の任務は、主たる任務に揚げるほか、町の行政組織規則に定める事務分掌により処理するものとします。
- (ウ) 災害の規模により、この配備によることが実情に適合しないと認める場合は、課長において本部長の承認を得て班の編成替え及び要員の増減を行うことができます。
- (エ) この配備表に定めのない事項で、必要があると認められるものについては、本部会議（課長以上で構成）で決定します。なお、軽易な事項については、各課長において決定します。

第2節 動員計画

1. 動員計画

災害の発生が予想され、または発生した場合。災害対策を迅速かつ的確に実施するため、災害の大要、規模を勘案し、必要な人員を配備します。動員指令は、本部開設前には町長、開設後には本部長の命によって行います。

2. 津野町災害対策本部の設置

災害対策本部の設置及び解散は、町長（本部長）が決定します。

(1) 町長（本部長）の代行

町長が不在、又は連絡不能の場合には、副町長、副町長不在の場合は、教育長が代行します。

(2) 災害対策本部設置の決定

ア. 町内で災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において、町長がその必要を認めるときに設置します。

イ. 原則として防災担当課長（総務課長）の収集した気象警報、被害情報等に基づき、町長が判断をし、決定します。

(3) 具体的な設置の基準

ア. 台風が接近し、被害の発生がほぼ確実であるとき。

イ. 集中豪雨が発生し、被害の発生がほぼ確実であるとき。

ウ. 震災時の設置については、「地震対策編第3編災害応急対策」において定めます。

(4) 災害対策本部の解散

災害のおそれが解消し、又は災害応急対策が完了したと町長が認めるとき。

3. 配備体制

(災害応急対策)

(1) 第1配備(準備体制)

警報が発令せられたとき。また相当規模の災害発生が予想される時、または災害が局地的である場合及び比較的軽微な規模で発生したときの体制で、状況によっては支障なく第2次配備に移行できる体制とします。

(動員体制：課長以上、総務班、消防班、その他本部長が動員を命じた要員)

(2) 第2配備(警戒体制)

町全域にわたり大規模な災害発生が予想される時、または局地的災害でも特にその地域に甚大な被害をもたらすことが予想される場合で、支障なく第3次配備に移行できる体制とします。

(動員体制：課長補佐以上、その他本部長が動員を命じた要員)

(3) 第3配備(非常体制)

大災害が発生し、または発生の恐れが確定的であって、状況判断から第2次配備体制のもとでは対処できないとき。

(動員体制：全要員)

(被害対策配備)

(1) 配備体制

被害対策配備は、災害後における復旧対策並びに救護措置を迅速かつ的確に実施するため、行政組織機構との関連において活動する体制として、町行政事務分掌を基本に編成します。

(2) 配備要員の動員

ア. 配備体制の伝達

本部長または町長は、庁議を招集し、災害発生後直ちに業務の遂行に必要な体制を伝達し、災害復旧対策活動を命じます。

イ. 集合場所

要員は、特に指示された場合のほかは、本庁舎、西庁舎とします。

ウ. 要員の確認等

各課は動員した要員の氏名を確認した後、総務課長まで報告することとします。

エ. 出動できない場合の指示

招集命令を受けた要員が、道路事情その他の事由により出動できない場合は所属課長にその事由を報告し、指示を受けます。

(3) 被害の調査並びに報告

各課長は、処理すべき任務並びに業務について、被害の状況を調査し、総務課長に報告しなければならない。

報告書は、別に定める様式によるものとします。

4. 配備要員の動員

(1) 平常勤務時の伝達

災害が発生したとき、または予想されるとき、町長または本部長において庁議を招集し、各配備体制を伝達し、出動を命じることがあります。

(2) 休日の伝達

町長の命を受けて総務課長は関係課長に登庁を求め、状況を検討して各配備区分に従い、要員を招集します。

(3) 集合場所

要員は、特に指示する場合のほかは庁舎とします。

(4) 要員の確認等

各課長は出動した要員の氏名を確認した後、総務課長まで報告することとします。

(5) 出動できない場合の指示

招集命令を受けた要員が、道路事情その他の事由により出動できない場合は、所属課長にその事由を報告し、指示を受けるものとします。

(6) 招集の方法

第1次、第2次配備命令の伝達は、電話等により行います。

第3次配備命令の伝達は、電話、防災行政無線、サイレン招集等のほか、テレビ、ラジオを利用して招集することがあります。

第3節 情報の収集・伝達計画

1. 情報の収集・伝達

(1) 情報の収集・伝達

災害時における情報の収集、伝達は重要であり、的確に早く収集するように努めます。また、高知県非常通信協議会との連携を図ります。

(2) 情報等の受領責任者

ア. 各種の情報、対策の通報等の受領は、災害対策本部設置前は総務課で行い、災害対策本部設置後は災害対策本部総務班で受領します。

イ. 所轄区域内の災害に関する情報は、すべて災害対策本部に通報します。

ウ. 情報等の受領者は、速やかに上司に報告するとともに関係各課に連絡します。

(3) 情報の種類

情報の主なものは、次のとおりです。

ア. 防災行政無線による注意喚起等

イ. 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

ウ. 避難の状況

エ. 防災関係機関の運行及び道路状況

(4) 住民への周知

警戒が発せられたとき、今後の気象情報を分析し、防災行政無線、広報車等により町民に伝達します。

2. 災害情報、被害状況等の収集・報告

(1) 情報及び被害状況等の状況

災害が発生した場合、直ちに情報等の収集活動を開始し、必要に応じて関係機関と

密接な連絡を取り、次の事項に重点を置き、全町的な被害の状況、その他災害対策活動に必要なあらゆる情報等を収集、逐次、災害対策本部に報告します。

- ア. 情報及び被害状況等の収集
 - (ア) 公共施設等の損壊状況
 - (イ) 周辺建物の倒壊状況
 - (ウ) 火災の発生状況、延焼状況
 - (エ) 人命危険の有無及び避難の状況
 - (オ) 住民の動向
 - (カ) 避難必要の有無及び避難の状況
 - (キ) 被災者の状況
 - (ク) その他災害対策上必要な事項
- イ. 地震発生後、数時間経過後
 - (ア) 被害状況
 - (イ) 災害に対し既に行った措置
 - (ウ) 災害に対し今後取ろうとする措置
 - (エ) その他災害対策上必要な事項

(2) 各課の最終報告

各課長は、災害対策本部解散に当たり、速やかに確定した被害状況、応急措置の状況及び損害見積額について取りまとめ、文書で本庁総務課長に報告します。

(3) 町の情報収集・伝達活動

町は、次の活動により被災地や被害規模等の把握に努めます。

- ア. 消防機関からの報告
 - イ. 警察署からの情報入手
 - ウ. 地区会（自主防災組織を含む）からの情報入手
 - エ. 防災関係機関からの情報入手
 - オ. 各出先機関からの報告及び災害現地への職員派遣
 - カ. 勤務時間外にあっては、職員の登庁途上での目視
- 町は、県及び関係機関に情報を伝達します。

(4) 被害状況の報告

町から県への報告

- ア. 町は、被害の概要、被害の状況、応急対策の状況について、県に報告を行います。
- イ. 町は、通信途絶等により、被害等情報の収集成果が事後の災害対応を行う上で十分ではない場合は、県、関係機関等に調査のための職員の派遣、ヘリコプター等の機材の協力を要求する等、あらゆる手段を尽くして被害等情報の把握に努めるものとします。
- ウ. 町の報告は、防災行政無線及び高知県総合防災情報システムを優先利用します。

国（総務省消防庁）の連絡先

平日（9：30～17：45）

◇消防庁窓口：消防庁応急対策室

◇NTT回線： 03-5253-7527（電話）

NTT回線： 03-5253-7537（FAX）

◇地域衛生通信ネットワーク：TN-048-500-7527（電話）

地域衛生通信ネットワーク：TN-048-500-7537（FAX）

夜間（上記以外）

◇消防庁窓口： 宿直室

◇NTT回線： 03-5253-7777（電話）

NTT回線： 03-5253-7553（FAX）

◇地域衛生通信ネットワーク：TN-048-500-7782（電話）
 地域衛生通信ネットワーク：TN-048-500-7789（FAX）

(5) 防災関係機関の情報収集・情報伝達

災害発生後、直ちに情報収集活動を行って被害状況を把握し、所管する施設に重大な被害がある場合は、県に報告します。

(6) 県知事への報告

町長から知事に対して行う被害状況報告の区分及び報告経路は、「高知県地域防災計画」及び「高知県災害時医療救護計画」により行います。

ア. 報告内容

町長は、人身、家屋等に被害が発生したときまたは発生に恐れがあるとき並びに避難等応急対策を実施したときは、直ちに次の事項について報告するものとします。

- (ア) 発生日時
- (イ) 発生場所
- (ウ) 被害の状況応急措置の概要
- (エ) その他参考となる事項

イ. 中間報告及び確定報告

被害状況を調査し、集計の都度報告するとともに、被害者が確定したときは、遅滞なく確定報告を行います。

ウ. 被害の分類認定基準

被害状況と報告にかかる人的及び住家、その他の被害報告程度の認定は、被害状況認定基準によります。

被害状況認定基準

被害区分		判定基準
人的被	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、または死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者 (重傷) 1ヶ月以上の治療を要する見込みの者 (軽傷) 1ヶ月未満で治癒できる見込みの者
住	住家	現実に居住のための使用している建物とする。
	棟	主屋より延べ面積の小さい建築物(同じ宅地にあるもので、非住家として棟計上するに至らない建物)が付着している場合には同一棟とみなす。また、渡り廊下のように二つ以上の主屋に付着しているものは折半してそれぞれを主屋の付属建物とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位を言う。 (同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させる寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者は1世帯とする。)
家	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもので、又は住家の主要構造物の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものであるとする。

被害	半壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要建造物の被害額が、その住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び半壊には該当しないが、土砂・竹木等の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
	非住家	住宅以外の建物で被害報告のほかの項目に属さないものとする。これらの施設に人が入居しているときは、その部分は住家とする。 全壊・半壊の被害を受けたもののみについて記入する。
	公共建物	役場庁舎、公民館等の公用または公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、または砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没・冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結する河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法が適用され、若しくは準用される河川、若しくはその他の河川又は、これらのものの維持管理上必要な堤防・水利・床止その他の施設とする。
	砂防	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用されている砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用されている天然の河岸とする。
	急傾斜地	急傾斜地崩壊危険区域内にある排水施設・擁壁、その他急傾斜地の崩壊を防止するための施設とする。
	地すべり	地すべり地防止区域内にある排水施設・擁壁・ダム・その他地すべりを防止するための施設とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
通信被害	災害により、通話不能となった電話の回線数とする。	
罹災世帯	災害により、全壊・半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。	
罹災者	罹災世帯の構成員とする。	
公立文教施設	公立の文化、教育施設をいう。	
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には農地・農業用施設・林業用施設及び共同利用施設とする。	
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路とする。	
その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設以外の公共施設をいい、たとえば庁舎、公民館等の公用又は公共の用に供する施設とする。	
公共施設	公共文教施設、農林水産施設、公共土木施設及びその他の公共施設	

その他	農林被害	農林水産業施設以外の農林被害をいい、たとえばビニールハウス・農作物等の被害とする。
	林産被害 畜産施設	農林水産業施設以外の林産被害をいい、たとえば立木・苗木等の被害とする。 農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜・畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば養殖場・漁具の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料・商品生産機械器具とする。

3. 災害広報活動

災害について正しい情報を、正確かつ迅速に提供し、人命の保護と社会秩序の維持を図るとともに、町民が的確な防災対策を取り得るよう必要な広報活動を実施します。

(1) 主な広報事項

- ア. 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保
- イ. 道路交通情報
- ウ. 家庭において実施すべき防災対策
- エ. その他必要な事項

(2) 広報の方法

防災行政無線、広報車等により実施します。

(3) 報道機関への発表等

報道機関に対しては、災害状況を把握次第発表するとともに、住民に対し、緊急に伝達が必要な場合は、報道機関への依頼を行います。

第4節 応援要請計画

自らの対応能力では、対応できない場合には、災害対策基本法等に基づき、関係機関等に速やかに応援の要請を実施することとします。

また、応援の要請がなくとも被害の状況から支援が必要と思われる場合は、自主的な応援活動を心掛けることとします。

1. 他の市町村への応援要請（災対法第67条、高知県内市町村災害時相互応援協定）
2. 県への応援要請（災対法第68条、68条の2）
3. 指定地方行政機関等への職員の派遣要請（災対法第29条第2項）
4. 他の都道府県又は他の都道府県に属する市町村による回転翼航空機を用いた消防に関する応援要請
（大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱）
5. 消防機関は、他の消防機関への要請（高知県内広域消防相互応援協定など）

第5節 警戒活動計画

被害の発生を防ぐため、警戒活動を行います。

1. 気象時の観測及び通報

河川

町長は、気象時の状況から洪水のおそれを察知したとき、観測した河川水位を県及び関係する他の市町村長へ通報します。

2. 水防活動

町長は、水防団に準備又は出動の命令を出し次の水防活動を行います。

- (1) 水防に必要な資機材の点検整備
- (2) 区域内の監視、警戒
- (3) 重要箇所を中心とした巡廻
- (4) 異常を発見したときの水防作業と県への通報

3. 土砂災害警戒活動

- (1) 危険箇所においてパトロールを実施し、前兆現象の把握に努めます。
- (2) 必要に応じて警戒活動の実施区域の設定を行います。

4. 町民の避難が必要な場合の通報

堤防その他の施設が決壊したとき、また越水を確認したときは、町長、消防団長、消防機関の長は、直ちに地域住民に通知します。

第6節 避難計画

災害時における居住者住居者等に対する避難に関する情報、方法等については、特に重要であり時機を失しないよう留意します。

1. 実施責任者

町長は災害の危険がある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対して避難のための避難情報等の発令を行います。

実施責任区分

実施責任者	災害の種類	避難情報等の内容	根拠法
町長 (指示)	災害全般	災害の危険がある場合、避難のための立ち退きを指示するとともに、あわせて立ち退き先を指示する。	災害対策基本法
警察官 (指示)	災害全般	町長が避難の指示をするいとまがないとき、又は町長から要求があったときは、避難のための立ち退きを指示することができる。	災害対策基本法
知事又はその命を受けた吏員 (指示)	洪水 地すべり	洪水又は雨水出水による氾濫並びに地すべり等により著しい危険が切迫していると認められるとき、区域内の居住者に対し、避難のための立ち退くべきことを指示する。	水防法第29条 地すべり等防止法 第25条
自衛官 (指示)	災害全般	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官等がその場にはいない場合に限り、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難指示等を指示することができる。	自衛隊法第94条

2. 高齢者等避難が発せられる場合

町は、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、あらかじめ定めた判断基準に基づき、早めの段階で高齢者等避難を発令します。

3. 避難指示が発せられる場合

- (1) 気象台から豪雨、台風等災害に関する警報が発せられ、避難を要すると判断されるとき。
- (2) 関係官公署から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断されるとき。
- (3) 北川川がはん濫危険水位を超過する恐れがあるとき。

- (4) 地すべり、山崩れ、崖くずれ等により著しい危険が切迫しているとき
- (5) 火災が発生し、気象状況その他により、火災が拡大する恐れがあるとき。

4. 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保区分の基準

- (1) 「津野町避難情報等に関するガイドライン」の定めによる。
- (2) 土砂災害による避難情報等発令の判断基準、発令対象地区、また、避難情報等の発令の際の助言については、資料編「土砂災害警戒避難体制の整備」の定めによる。

5. 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達

- (1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保事項
 - ア. 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の理由
 - イ. 避難先
 - ウ. 避難の経路及び避難上の留意事項
 - エ. その他必要な事項
- (2) 伝達方法
 - ア. 防災行政無線による伝達
 - イ. サイレン等による伝達
 - ウ. 広報車等による伝達
 - エ. 報道機関を通じての伝達

6. 避難方法

避難は、原則として地域住民が自主的に行うものとするが、状況によっては、消防、警察、防災関係機関、地元自治組織等の協力を得て、住民が安全かつ迅速に避難できるよう組織的な避難誘導を行います。

避難にあたっては、「避難行動要支援者」を優先して避難させるものとします。

7. 指定避難所及び集会所等の避難所を別紙（付属資料）のとおり定めます。

8. 町内における指定避難所の責任者は別に定めます。

9. 水防法第29条に基づく避難のための立ち退き

- (1) 町が自ら管轄する堤防等が破堤した場合又は破堤の危険に瀕した場合、町長は、直ちに必要と認める区域の住民に対し立ち退き又はその準備を指示します。
- (2) 町長は、当該区域を所管する警察署長に通知します。
- (3) 町長は、実施した内容を県に報告します。

10. 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、町長は、災害対策基本法第63条に基づく警戒区域を設定します。

11. 指定避難所の運営

- (1) 指定避難所を迅速に開設し、周知徹底します。
- (2) 指定避難所の生活環境に注意を払います。
- (3) 避難者の健康管理、プライバシーの保護、要配慮者の特性及び男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮します。
- (4) 避難生活に不足する物資の調達を行います。
- (5) 指定避難所は、避難者の協力を得て、運営を図ります。
- (6) 避難者の総合的な相談窓口を設置します。

12. 集会所等の避難所の運営

- (1) 集会所等の避難所は各地区の判断で開設することとし、その旨を各地区へ周知徹底します。
- (2) 集会所等の避難所の生活環境に注意を払います。
- (3) 集会所棟の避難所は、各地区住民の協力を得て運営を図ります。

第7節 災害広報計画

災害時における広報は、人心の安定と社会秩序の維持を図るうえに非常に重要であり、報道機関並びに町民に対し、被害状況その他災害に関する情報を、迅速かつ的確に周知するよう努めます。また、高齢者、障害者、外国人、乳幼児等いわゆる「要配慮者」には、十分配慮し、要配慮者が必要とする情報提供、避難誘導等の防災整備に努めるとともに、要配慮者の安全確保のため必要とする支援体制づくりに努めます。

1. 町民に対する広報

災害が発生し、または発生が予想される場合にあつては、防災行政無線、広報車、報道機関等を通じて次の事項を広報します。

- (1) 防災関係機関の体制並びに活動状況
- (2) 被害状況の概要
- (3) 気象、災害情報
- (4) 町民に対する協力要請及び災害防止等に必要な注意事項
- (5) 応急対策の実施状況
- (6) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保
- (7) 道路状況
- (8) その他の必要と認める事項

2. 報道機関に対する広報

災害状況について適宜報道機関に発表するとともに、住民に対する高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保等、特に周知徹底に必要な事項については、速報を依頼します。

第8節 応急・救助計画

災害のため、生命、身体が危険な状態にある者、または生死不明の状態にある者に対し、その者を保護するため次のとおり実施します。

1. 実施責任者

町長を実施責任者とします。現場における指揮、監督並びに救助業務の実施機関は、原則として高幡消防組合津野山分署、津野消防団とします。

2. 救出を必要とする事態が発生したとき

災害対策本部が設置されている場合は、実施機関と連携、協力して高幡消防組合津野山分署、津野消防団が出動します。

3. 救出に必要な機械器具

救出を必要とする事態の発生状況に応じて、高幡消防組合津野山分署及び町有機械器具のほか民間より借り上げ、迅速な救出に当たるものとします。

4. 救出活動の応援要請と通報

被災者救出の措置が必要となったとき、または応援を必要とする事態が発生したときは、直ちに警察署に通報するとともに、関係機関に対し、応援を要請します。

5. 災害医療救護体制の確立

南海トラフ巨大地震等の災害から住民の生命、健康を守るため、高知県災害時医療救護計画の策定指針に基づき、津野町災害時医療救護計画を策定し、災害医療体制を確立します。

第9節 食糧供給計画

災害時における被災者及び災害対策に従事する者等に対する応急食料等の供給並びに炊き出しについては、次のとおりとします。

1. 実施責任者

被災者及び災害対策に従事する者に対する応急食糧の供給並びに炊き出し等は、町長が実施します。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて町長が行います。

2. 応急供給の対象

災害発生時における食糧の応急供給は、災害の状況により必要と認めた場合、被災者等に対し供給するので、次の場合に行います。

- (1) 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合
- (2) 供給機関による通常の供給ができない場合
- (3) 救助作業及び応急復旧作業に従事する者に対して行う必要がある場合

3. 応急供給品目

応急供給品目は原則として米穀とし、実情に応じて乾パン、缶詰、インスタント食品等を供給し、乳幼児については粉乳等とします。

4. 食糧の確保

調達先は、原則として協定に基づき行うこととします。

これによって調達できないときは、他の業者から調達し、または県に対し協力を求めます。

5. 炊き出し

町有施設で炊き出しを実施することを原則としますが、実施が不可能な場合は、町内の給食可能な施設とし、婦人会等に協力を依頼します。

第10節 飲料水供給計画

災害時において飲料水が枯渇し、または汚染して現に飲料水を確保することができない者に対し供給するとともに飲料水の確保を図ります。

1. 実施責任者

町長を実施責任者とします。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事又は知事の委任に基づき町長が行います。

2. 給水方法

町単独で実施困難な場合は、近隣市町村、県その他関係機関の応援を求めます。建設課は、給水を迅速、的確に行うために、消防の協力を求めて実施します。

3. 水道施設の応急復旧

水道施設を速やかに復旧し、飲料水の確保を図るため、復旧に要する業者等と十分連絡調整を行い早期復旧に努めます。

第11節 被服等生活必需品供給計画

災害時における罹災者に対する被服、寝具その他生活必需品の供与または貸与について次のとおり定めます。

1. 実施責任者

町長を実施責任者とする。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事又は知事の委任を受けて町長が行います。

2. 対象者

住家の全壊（焼）、流出、半壊（焼）または床上浸水の被害を受け、被服、寝具、その他生活必需品を喪失またはき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

3. 供給範囲

災害のため供給する衣料品等生活必需品は、次に掲げるもののうち、必要と認められた最小限度のものとしします。

(1) 寝具

毛布または布団

(2) 外衣

普通着、作業着、トレーニングウェア、靴等

(3) 肌着

下着、靴下、ストッキング等

(4) 日常品

タオル、石鹸、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー等

(5) 炊事具食器

鍋、包丁、茶碗、皿、箸等

(6) 光熱材料

マッチ、ロウソク、携帯用ガスコンロ

(7) その他

生理用品、紙おむつ、車椅子、ポータブルトイレ等

4. 物資の確保

救護物資は、災害救助法が適用になると、原則として知事の委任を受けた町長が調達することになりますが、町で調達が困難な場合は、知事に要請します。

第12節 応急仮設住宅及び応急修理計画

災害によって住宅を失いまたは破損等のため居住する事が出来なくなった者に対し、自己の資力で住宅の再建または応急修理のできない罹災に対する応急仮設住宅の建設及び応急修理について定めます。

1. 応急仮設住宅

(1) 実施責任者

町長を実施責任者としします。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事又は知事の委任を受けて町長が行います。

(2) 応急仮設住宅の建設

住家が全壊（焼）または流失して滅失し居住する住宅がなく、自らの資力で再建不能な者に対して、応急仮設住宅を建設します。

設置戸数は、住宅滅失数の30%以内を原則としします。

(3) 建設予定地

応急仮設住宅は、原則として公有地を利用します。

(4) 建物の構造及び規模等

災害救助法による救助の程度、方法等については関係法令等の定めによります。

(5) 開設時期

災害発生の日から20日以内に着工し、供与期間は建築工事が完了した日から2年以内とします。

2. 住宅の応急修理

(1) 応急修理の対象

住家が半壊（焼）し、自らの資力では、応急修理することが出来ない者を対象とし、半壊（焼）の世帯数の30%以内を原則とします。

(2) 応急修理の部分

日常生活に欠くことのできない部分で、屋根、居室、炊事場、便所等必要最小限の部分とします。

(3) 原則として、災害発生の日から1ヶ月以内に完成することとします。

第13節 医療・助産計画

被災地の町民に対し、応急的に医療または助産を実施し、その保護を図ります。

1. 実施責任者

町長を実施責任者とします。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事又は知事の委任を受けて町長が行います。

2. 医療機関の編成

(1) 医療及び助産対策のために、町内の医療機関と連絡調整を行い万全を期します。

(2) 町において、十分な対応が困難な場合は、県、日赤、県保健医療調整高幡支部、近隣市町、その他関係機関に応援を求めるものとします。

3. 医療品等の確保

医療及び助産を実施するために必要な医療品等は、医師、薬局等に対し、調達について協力要請するとともに、県、県保健医療調整高幡支部、関係機関に対しても支援を要請します。

第14節 防疫及び保健衛生活動

災害の被災地域においては、衛生状態が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想されるので、これを防止するため、町が実施する防疫活動及び保健衛生活動について定めます。

1. 防疫活動

(1) 実施責任者

町長を実施責任者とします。ただし、被害が甚大で、町のみで実施困難な場合は、県、近隣市町、その他関係機関の応援を求めて実施します。

(2) 防疫班の編成

ア. 被災地の防疫、衛生活動を迅速かつ的確に実施するため、保健所の協力を得て防疫班等を編成します。

イ. 被災の規模等により町職員を中心に班編成を行い、班不足の場合は、県その他関係機関及び住民に協力を要請します。

(3) 防疫の種類及び方法

ア. 検病調査及び健康診断

避難場所、浸水地域等衛生状態の悪い地域の検病、検水を実施します。

イ. 臨時予防接種

災害地の感染症発生を予防するため、厚生労働大臣の指示を受け、県が実施する臨時の予防接種に協力します。

ウ. 消毒方法

感染症の発生や感染拡大防止のため、感染症の病原体に汚染された場所あるいは汚染された疑いのある場所について、感染症法第27条から第29条に基づき、保健所長の指示を受け、消毒等を実施します。

(ア) 浸水家屋、下水その他衛生状態の悪い場所の消毒を原則として実施します。

(イ) 避難場所の便所、その他衛生状態の悪い場所の消毒を実施します。

(ウ) 浸水家屋に対しては各戸に薬剤を配布し、衛生上の指導を実施します。

エ. 防疫活動に必要な資材補給方法

(ア) 資材（噴霧器、動力散布機等）

(イ) 薬剤（次亜塩素酸ナトリウム、消毒用アルコール、塩化ベンザルコニウム等）

(ウ) 補給方法

町内において現地補給を行い、不足する場合は県に依頼します。

2. 保健衛生活動

健康支援などの保健活動は「津野町南海トラフ地震時保健活動マニュアル」に準じて、関係機関と連携し、実施します。

第15節 清掃計画

災害により排出された塵芥、し尿、汚物等の処理について、次のように定めます。被害が甚大であり、町において処理が困難な場合は近隣市町及び県の応援を要請します。

1. ごみ、その他汚物処理

(1) 収集方法

廃棄物の処分は、届出又は許可を受けた処理施設で行います。

収集委託業者又は町有自動車を使用して収集するものとしますが多量に集積された箇所に対して迅速に排除するため、人員、車等が不足する場合を含め次の方法により処理します。

ア. 町職員の編成は災害の規模により編成します。

イ. 建設業者、各種団体等の自動車を借り上げ使用します。

ウ. 民間各種団体への応援要請を行います。

(2) 処分の方法

被災地から排出された廃棄物は、再生可能なものは、可能な限り再生することとします。処理を行う廃棄物も、選別を行い、焼却処理すべきものと埋立処理すべきものとに分別を行います。

また、埋立処分を行う際には、可能な限り中間処理を行い、減容化を図ります。

2. し尿の収集処理

災害の規模にあわせた体制をとるものとし、必要に応じ近隣市町、県に応援を求めることとします。

(1) 収集方法

ア. 計画的収集を行うこととしますが、状況により使用可能状態を回復する処置に止める場合があります。

イ. 町職員の編成は災害規模に応じた編成とします。

(2) 処理方法

- ア. し尿の処分は、届出又は許可を受けた処理施設で行います。
- イ. 収集委託業者で処理します。
- ウ. 収集委託業者の処理能力を超える事態にあっては他市町村への協力を要請することとします。

(3) 事前対策

汚物処理の応援を求める相手方について、あらかじめ、その応援能力について十分調査し処理計画の中に組み入れるとともに、協定書の締結などの体制を整えておくこととします。

第16節 行方不明者・遺体の捜索、対応及び埋葬計画

1. 行方不明者及び遺体の捜索

行方不明者の捜索は、警察、その他の機関の協力を得て行い、常に、町及び警察は連絡を密にし、それぞれの立場からこれを実施します。

捜索活動については、防災関係機関等に協力並びに車両、機械器具の借り上げ等可能な限りの手段方法により、早期収容に努めます。

2. 遺体の対応

(1) 身元確認

警察等の協力を得て、身元確認と、遺体引き取り人の発見に努め、識別確認のため、写真撮影、遺留品の保管、着衣、所持品、特徴等を記録するなどの措置を行います。

(2) 遺体の検案等

遺体の検案等は「高知県災害時医療救護計画」に基づき、原則として警察の検視班の指示により津野町の指定する遺体検案所で実施します。場合によっては、警察指示により病院内で医師が行います。

遺体の身元の識別又は埋葬が行われるまでの間、遺体は神社、仏閣、学校等の特定の場所に集め一時的に安置することとします。

(3) 安置所の開設

公共建築物、寺院、または遺体収容に適切な場所を選定し、安置所を開設します。

この際、検案実施後の迅速な遺体の安置、遺族への円滑な対応を考慮して、検案所と連動できる近傍の場所における安置所の設置に留意することとします。

3. 遺体の埋葬

火葬場や、柩等埋葬に関する手配を速やかに行います。

亡くなられた方の遺族が埋葬を行うことが困難な場合又は遺族がない場合は、火葬又は土葬により応急的に埋葬を行うこととします。

遺族が判明していない場合の遺骨は、寺院等に一時保管を依頼することとします。また、遺骨の引き取り者のない場合は、無縁墓地に埋葬することとします。

4. 犬、猫、特定動物等の保護及び管理

災害の発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、県、町、住民等による協力体制を確立します。また、地区における被害動物相談とともに災害死した動物の処理を行います。

第17節 障害物除去計画

災害により、住居またはその周辺に運ばれ生活に支障をきたす障害物や、交通の支障と

なる道路上の障害物の除去についての措置を定めます。

1. 道路上の障害物の除去

- (1) 道路、河川等にある障害物の除去はその道路、河川等の管理者が実施します。
- (2) その他の施設（工作物）の除去は、その施設の所有者または管理者が実施します。
- (3) 所有者、管理者で実施困難な場合は、関係機関が応援します。

2. 住居等の障害物の除去

- (1) 居室、炊事場等生活に欠くことのできない最小の部分。
- (2) 自らの資力をもって障害物を除去できない場合。

3. 除去の方法

- (1) 道路交通を緊急に確保する範囲内で実施します。
- (2) 住居内の障害物については、必要最小限度の日常生活を営み得る状態にすることとします。

4. 労力、資機材の調整確保

災害時の規模に応じ、津野町建設協会、津野町建築協会及び県等関係機関の応援を求めます。

5. 除去した障害物の集積場所

公用地であって交通並びに町民生活に支障のない場所を原則とします。ただし、災害の規模が大きい場合は私有地についてもその所有者と協議の上、一時集積場所とします。

第18節 輸送計画

災害時における被災者、負傷者及び災害応急対策の実施に必要な人員、物資、機材等を迅速かつ確実に輸送するため、次により実施します。

1. 輸送体制の確立

(1) 陸上輸送

ア. 輸送手段の確保

- (ア) 町有車両の活用
- (イ) 民間車両の協力要請
- (ウ) 自衛隊への支援要請
- (エ) 県への要請及び調達、斡旋依頼

イ. 緊急輸送車両の確認

- (ア) 災害対策基本法第50条2項に規定する災害応急対策の実施責任者、またはその委任を受けたものが使用します。
- (イ) 災害対策基本法第76条に規定する緊急輸送車両は、災害対策基本法施行令第33条の規定により、緊急輸送車両の確認後、県知事、公安委員会より、総理府令で定める様式の標章及び証明書の交付を受け、車両の前面の見えやすい箇所に掲示するものとします。

(2) 航空輸送

- ア. 県に消防・防災ヘリコプター出動要請、自衛隊航空機の要請依頼を行います。
- イ. 航空機は、原則として自衛隊への支援要請により行うものとします。

2. 緊急輸送の内容

- (1) 被災者、負傷者
- (2) 医療品、医療資機材
- (3) 食料、その他生活必需品
- (4) 応急対策に必要な資機材

- (5) 災害対策要員の輸送
- (6) その他緊急に輸送を必要とするもの

第19節 交通対策計画

災害により町の管理する道路施設が欠壊、流出、埋没、その他により交通が途絶した場合の応急対策は、次の方法により実施します。

1. 道路施設の応急対策

救助活動及び応急対策活動を安全かつ円滑に実施するため、道路、橋梁について重点的に実施します。

(1) 道路橋梁等の応急工事

道路の欠壊、流出、埋没並びに橋梁の損傷等で、比較的僅少な被害で、応急対策により早急に交通の確保が得られる場合は必要な措置を講じ、交通の確保を図ります。

(2) 応急対策が比較的長期の期間を要する場合は、一時付替え道路を開設します。

(3) 応援要請

災害の状況により応急措置が不可能な場合、あるいは大規模な対策を必要とする場合は、自衛隊へ災害派遣要請を行い応急復旧を図ります。

第20節 流出油災害対策計画

1. 陸上施設事故対策計画

流出油事故に対する措置は、個々の状況（場所、流出油、油の種類、風向、風速、周囲の状況等）に応じ適切な方法で考えるべきですが、一般的には次により処理するものとします。

(1) 事故原因者（以下「事業所」という。）の措置

- ア. 流出量を最小限にとどめるため迅速かつ的確な措置
- イ. 関係機関への通報
- ウ. 引火防止と延焼防止の警戒措置、既に燃焼している場合は、延焼防止の措置、消火作業、周囲の人命、財産の救助保護に対する適切な措置
- エ. 拡散防止
- オ. 流出油の回収除去
- カ. 近隣施設への応援要請
- キ. その他必要な措置

(2) 町の措置

陸上施設事故により流出油災害が発生した場合、災害の態様、規模を勘案し、災害対策を迅速かつ的確に実施するため、津野町災害対策本部を設置します。ただし、災害の大要、規模等により本部設置前においては、町行政における所管課において、適切な措置を講じます。

町の措置として、一般的には、次により処理を行います。

- ア. 事業所、その他関係機関等との連絡調整及び指導
- イ. 災害の拡大防止のための活動
- ウ. 死傷者等の救出収容
- エ. 警戒区域の指定
- オ. 広報活動及び避難の指示
- カ. 他市町村への応援要請
- キ. その他必要な措置

- (3) 県の措置
 - ア. 事業所、その他の関係機関等の連絡調整及び指導
 - イ. 他市町村長に対し応援出動の指示
 - ウ. 他府県への応援要請
 - エ. 自衛隊に対する災害派遣要請
 - オ. その他必要な措置
- (4) 警察の措置
 - ア. 災害の拡大防止及び犯罪防止等の警戒警備
 - イ. 死傷者の身元確認とその救出救助
 - ウ. 避難誘導
 - エ. 交通規制及び交通整理
 - オ. 災害応急措置等に必要な援助要請
 - カ. その他必要な措置
- (5) 消防の措置
 - ア. 引火防止と延焼防止の警戒措置
 - イ. 延焼している場合は、延焼防止の措置、消火作業
 - ウ. 拡散防止
 - エ. 流失油の回収除去
 - オ. その他必要な措置

2. 費用

油流出事故対策に要した費用については、現行関係法により処理しうるものは、同法により、その他のものについては、事故原因者と応急対策実施機関が協議し、負担を決定します。

第21節 労務供給計画

災害応急対策を迅速的確に実施するため、労務供給の万全を図ります。

1. 従事協力命令

災害応急対策の実施のため人員が不足し、緊急にその確保の必要が生じた場合は、次の要請により従事命令または協力命令を発するものとします。

命令区分（作業対象）	対 象 者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令（災害応急対策並びに救助作業）	1. 医師、歯科医師または薬剤師 2. 保健師、助産師または看護師 3. 土木技術者または建築技術者 4. 大工、左官、とび職 5. 土木業者、建築業者、及びこれらの従業者 6. 自動車運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令（災害応急対策並びに救助作業）	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市町村長、警察官の従事命令（災害応急対策全般）	市町村区域内の住民または当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令（災害応急対策全般）	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者
消防法により消防吏員、消防団の従事命令（消防作業）	火災の現場付近にいる者

水防法による水防管理者、水防団長、
消防機関の長の従事命令（水防作業）

区域内に居住する者または水防の現場にいる者

2. 損害補償

公務によりまたは町長、警察官の従事命令または協力命令により、水防に関する業務及び応急措置に関する業務に従事し、または協力した者がこのことにより負傷し、疾病にかかりまたは死亡した場合において損害補償金を支給します。

補償方法については、消防団員に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）に基づいて補償することとします。

第22節 文教対策計画

災害により児童、生徒の生命の安全確保及び教育の中断を防止するため、被害を受けた文教施設の迅速な応急復旧及び応急措置については次のとおりとします。

1. 文教施設の応急復旧

- (1) 建物の全壊、半壊等重大な被害を受けた場合、実情を調査し、校舎再建、仮校舎建設等の計画を定め、その具体化を図ります。
- (2) 浸水、一部破損等の被害を受けた場合は、被害の程度を調査し修繕等の措置を図ります。
- (3) 各施設でPTA、地元等で復旧可能な被害については協力を求めます。

2. 応急的教育施設の確保

- (1) 校舎が使用不能の場合は、その再建及び仮校舎建築まで他の教育施設の余剰教室及び公共施設を臨時的に使用します。
- (2) 校舎が一部使用不能の場合で、他の施設に余裕のない場合は、2部授業を行い教育が中断しないようにします。

3. 応急教育の実施

- (1) 被害の程度によって臨時休校の措置をとり、対応策として夏休み等の振替授業により授業時間を確保します。
- (2) 特定地域が災害を受け、登校不能となったときは、必要に応じて分散授業を実施します。

4. 災害時における臨時休校

学校教育法施行規則により校長が行います。

5. 教材・教具の確保

教科書の調達については、校長の調査報告に基づき、教育委員会で調達します。他の教材、教具は取り扱い業者を通じて調達します。

6. 学校給食

- (1) 学校給食施設・設備が被災した場合は、速やかに応急処理を行い、「学校給食衛生管理の基準」（文部科学省制定）に基づき、衛生管理に十分配慮し、給食の実施に努めます。
- (2) 学校が地域住民の避難場所として使用される場合は、学校給食施設と設備は、被災者用炊き出しの用に供されることが予想されるため、学校給食との調整に留意します。

7. 学校が避難場所、避難収容所施設として設置された場合

- (1) 学校管理に必要な教職員を確保し、施設及び設備の保全に努めます。

- (2) 避難生活が長期化する場合においては、応急教育活動と避難活動との調整について、町と必要な協議を行い対応するものとします。

第23節 電力応急対策計画

電力供給責任の完遂と電気供給施設の機能を維持するため、四国電力作成の防災計画に基づき災害対策に取り組みます。

また、町災害対策本部及び指定公共機関等と密接な連絡調整にあたります。

1. 保安対策

電力供給設備に支障のない限り供給を継続しますが、状況によっては、危険防止のため、四国電力が送電を停止します。

2. 応急復旧対策

電気供給施設の災害復旧は、電力の安定と一般復旧用電力確保のため、特に早期の復旧を図ります。

- (1) 原則として、公共保安の確保に必要なものから優先実施します。
- (2) 原則として、人命にかかわる箇所、緊急に供給すべきところから実施します。
- (3) 原則として、復旧効果の最も大きいものから実施します。
- (4) 復旧工事は、本工事を原則とするが、供給保安上支障のない場合は、仮復旧を実施します。

3. 要員・資材の確保

- (1) 被害の重要度・状況等に応じ要員を効果的に投入し、早期復旧を図ります。不足する場合は、必要に応じ、県内外の他機関並びに業者の応援を要請します。
- (2) 災害対策用備蓄資材・一般保守用予備資材のほか、災害地区外で保有する資材を重点的に投入するとともに、関係業者所有の資材の緊急転用措置を申請します。

4. 広報

町及び防災関係機関、報道関係等と協力し、2次災害発生防止、復旧の見通し等について、マスコミや広報車等により周知します。

第24節 通信施設対策計画

災害により、電気通信設備に被害を受けた場合は、重要通信を確保するとともに、被災した電気通信施設を迅速に復旧するために、NTTが定める防災業務計画に基づき、次の事項を実施します。

この場合、町災害対策本部及び各防災関連機関と緊密な連絡を図ります。

1. 災害対策本部の設置

防災業務の円滑、かつ的確な実施を図るため、災害の状況に応じて、災害対策本部またはこれに準ずる組織を設置し被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信疎通確保、設備の復旧、広報活動、町災害対策本部との情報連絡及び調整その他の災害対策に関する業務を行います。

2. 通信の疎通に対する応急措置

災害に際し、次により臨機に措置をとり、通信の途絶の解消及び重要通信の確保を図ります。

- (1) 臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置をとるほか、必要に応じて災害復旧用無線電話機等の運用、臨時公衆電話の設置等の措置を行います。
- (2) 通信の疎通が著しく困難となり重要回線を確保するため必要がある時は、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条並びに契約約款の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置を行います。

- (3) 非常緊急電話または非常緊急電報は、電気通信事業法第8条第1項及び電気通信事業法施行規則第55条並びに契約約款の定めるところにより、一般の通話または電報に優先して取り扱います。

3. 設備の応急復旧

被災した電気通信設備の応急復旧工事は、次により速やかに実施します。

- (1) 被災した電気通信設備の復旧は、契約約款の定めるところの復旧順位に従い、原則としてN T Tの標準的復旧方法によります。
- (2) 復旧工事に要する要員、資材及び輸送は、全社的に優先して応援し、使用し実施するほか、必要に応じ、社外の機関に対し応援又は協力を要請します。

4. 復旧に関する広報

電気通信設備の被害状況、通信の規制状況、電話の利用方法、復旧の見通し等について、掲示、マスコミ、広報車等により周知します。

第25節 消防計画

消防

1. 実施責任者

津野町

2. 実施内容

建造物・車両・林野に火災が発生した場合、町は直ちに火災現場に出動し、消防活動を実施します。

3. 応援協力関係（消防力）

- (1) 町は、当該町で火災の鎮圧が困難な場合は、他市町に応援を要請するものとします。
- (2) 町は、林野火災対策用資器材の確保が困難な場合、県及び四国森林管理局へその確保について応援を要請します。
また、遠隔地からの資器材の輸送にあたっては、必要があると認めるときは、警察へ先導等を依頼します。
- (3) 町は、林野火災の空中消火の必要があると判断された時は、県消防防災ヘリコプターの出動を県に要請します。火災が県消防防災ヘリコプターの消火だけで鎮圧できないと判断される場合、県を通じて消防庁に大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱に基づき、他県の消防防災ヘリコプターの応援を要請します。
消防防災ヘリによる消火で鎮圧できず火災が大規模になった場合、県を通じて自衛隊に災害派遣を要請します。
- (4) 町は、林野火災等災害対策用ヘリコプターの離着陸場を別紙（参考資料）のとおり指定します。

水 防

1. 実施責任者

水防管理団体（町）

水防管理者（町長）

2. 援助、調整、指導等の責任者

高知県

四国地方整備局

3. 実施内容

町内の各河川等水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及び水防のための消防団及び消防機関の活動、町との間における連携・協力及び水防に必要な器具、資材及び設備の

整備を行います。

第26節 自衛隊の災害派遣要請計画

1. 災害派遣要請者

高知県知事
高知海上保安部長
高知空港事務所長

2. 災害派遣命令者

陸上自衛隊第14旅団第50普通科連隊長（高知県香南市）
海上自衛隊小松島航空隊司令（徳島県小松島市和田島）
海上自衛隊徳島教育航空群司令（徳島県板野郡松茂町）

3. 災害派遣

災害派遣要請の範囲

災害派遣要請者が、自衛隊に災害派遣を要請しうる範囲は原則として人命及び財産の保護を必要とし、かつ「事態上やむを得ないと認める場合」で概ね次によります。

ア. 被害状況の把握

車両・船艇・航空機等の手段による被害状況等の偵察

イ. 避難の援助

避難者の誘導、輸送等

ウ. 遭難者の捜索等

遭難者の捜索・救助、死者行方不明者・傷病者等の捜索救助
（ただし、緊急を要しかつ他に適当な手段がない場合）

エ. 水防活動

堤防・護岸の欠壊に対する土のうの作製・積込み及び運搬

オ. 道路・水路等交通上の障害物の排除

施設の損壊又は障害物の除去、道路・鉄道路線上の崩土等の排除
（ただし、放置すれば人命・財産の保護に影響すると考えられる場合）

カ. 診療・防疫・病虫害防除等の支援

大規模な伝染病の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は要請側で準備）

キ. 通信支援

（自衛隊の通信連絡に支障のない範囲の支援）

ク. 人員・物資の緊急輸送

緊急を要しかつ他に適当な手段がない場合、緊急患者・医師・その他、緊急活動に必要な人員及び物資の緊急輸送（航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。）

ケ. 炊出し及び給水の支援

（緊急を要し、他に適当な手段がない場合）

コ. 危険物等の保安・除去

能力可能なものについて、火薬類・爆発物等の保安措置及び除去

サ. 林野火災の空中消火及び地上消火

消火剤の運搬・投下による延焼防止（ただし、原則として地上の防禦活動が困難なとき及び人命の危険・人家等への延焼、その他重大な事態を避けるため必要であり、また空中消火活動上のヘリポート等が確保できる場合に限る。）

4. 災害派遣要請等手続

(1) 派遣要請依頼

ア. 自衛隊に対する災害派遣要請は、自衛隊法第83条に基づき行うものとします。

イ. 知事に対する自衛隊の災害派遣要請は、原則として町長が依頼します。

ウ. 町長が、知事に対して自衛隊の災害派遣要請の依頼をしようとするときは、次の

事項を明記した文書をもって行うものとします。

ただし、緊急を要する場合は、電信・電話等によって依頼し、事後すみやかに文書を送達することとします。

また、緊急避難・人命救助の場合、事態が緊迫し知事に要請するいとまがない場合は、直接最寄りの部隊に通報するものとし、事後所定の手続きを速やかに行うこととします。

記載事項

- (ア) 災害の状況及び派遣を要する事由
- (イ) 派遣を必要とする期間
- (ウ) 派遣を希望する人員・車両・船舶・航空機その他装備の概数
- (エ) 派遣を希望する地域及び活動内容
- (オ) その他参考となる事項

(2) 派遣部隊の撤収要請

ア. 町長は、災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに知事に対して撤収要請を行います。

イ. 知事は、撤収の要請を受けたとき、又はその必要がなくなったときは、次の事項を明記した文書をもって撤収の要請を行います。

ただし、手続上で日時を要するときは、口頭又は電話等によって依頼し、その後において速やかに文書を提出するものとします。

記載事項

- (ア) 災害の終末又は推移の状況
 - (イ) 撤収を要する部隊・人員・船舶・航空機等の概数
 - (ウ) 撤収日時
 - (エ) その他必要事項
- ウ. 派遣命令者は、派遣部隊の撤収を命じた場合は、その旨を知事に通知します。

要請を待たないで行う災害派遣（自主派遣）等

ア. 自衛隊は、震度5以上の地震発生の情報を得た場合は、自ら情報収集を行い、県等防災関係機関に伝達することとします。

イ. 状況から、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められるときは、自主的に部隊を派遣するものとします。

この場合においても、出来る限り早急に知事と連絡を取ることとします。

ウ. 自主派遣の基準は次のとおりです。

- (ア) 災害に関する情報を関係機関に提供する必要が認められるとき
- (イ) 直ちに救援の措置を取る必要が認められるとき
- (ウ) 自衛隊の実施すべき救助活動が人命に関するものと認められるとき
- (エ) その他上記に準じ、知事等からの要請を待ついとまがないと認められるとき

5. 災害派遣部隊の業務

災害派遣部隊等は、知事及び当該町長・警察・消防機関その他関係機関等と緊密に連絡し、応急措置の実施に努めます。

6. 受け入れ体制の整備

(1) 知事及び町長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するとともに、自衛隊の任務と権威を侵害することのないよう処置します。

(2) 知事及び町長は自衛隊に対し、作業を要請するにあたっては次の事項に留意するとともに、あらかじめ計画を立て活動の円滑化を図ります。

ア. 派遣部隊の宿泊施設・野営施設その他必要な諸施設等の準備

- イ. 派遣部隊の活動に対する協力
- ウ. 派遣部隊と県及び町の連絡調整

7. 自衛隊との連絡調整

知事は災害が発生し又は発生の恐れがある場合は、各種情報について、たえず自衛隊と連絡をとり又は自衛隊の派遣要請を行った場合は、連絡員を派遣して相互の連絡調整にあたるものとします。

8. 使用資器材の準備及び経費の負担区分

- (1) 自衛隊側の負担する経費は、派遣部隊等の給食・装備器材・被服等の作業整備更新に要する経費及び災害地への往復に要する経費とします。
- (2) 派遣部隊受入側の負担する経費は、災害予防・災害応急対策・災害復旧等に必要な資材費並びに派遣部隊の駐留に必要な施設の借上等に伴う借上料・損料・電気水道料及び通信費等とします。

9. 災害救助のための無償貸付及び譲与

(1) 無償貸付

災害の応急復旧のため緊急に必要な場合、自衛隊は災害救助法による救助を受けられるまでの期間、又は災害救助のために必要な期間（3ヶ月以内）に限り、応急復旧のため特に必要な物品を貸付けることができます。

(2) 譲与

被災者が都合により町等から援助が受けられない場合で、緊急を要するときは食料品・飲料水・医療品及び衛生材料・消毒用剤・ちゅう房用及び灯火用燃料その他応急援助のため特に必要な救助品を譲与することができます。

10. 災害、派遣期間における権限

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、自衛隊法第94条、災害対策基本法第63条、第64条、第65条及び第76条の3第3項の規定に基づく権限を有します。

11. 災害対策用臨時ヘリポート

町長はあらかじめ災害対策用ヘリコプターの離着陸場適地を選定し、自衛隊に通知しておくものとします。

第27節 災害応急金融対策

1. 実施責任者

土佐くろしお農業協同組合 高知県農業協同組合

2. 実施内容

大規模災害発生時には、関係機関が密接な連携をとりながら、金融機関等の円滑な業務の遂行を確保するために必要な措置等を適切に講じます。

(1) 現金供給の確保及び決済の機能の維持

- ア. 金融当局は、現金の供給安定と決済機能維持のため、必要な措置を講じます。
- イ. 関係行政機関は、現金輸送における警備、通信の確保等において支援します。

(2) 金融機関の業務運営の確保

被災金融機関は、営業の早期再開のための必要な措置を講ずるとともに、金融当局及び関係行政機関は、これを支援するものとします。

第28節 災害応急融資計画

町は、緊急を要する災害応急復旧事業のため資金が不足する場合は、災害つなぎ資金の融資を受けるものとします。

第29節 二次災害の防止

降雨等による二次災害の防止活動を実施します。

1. 実施内容

(1) 水害・土砂災害対策

ア.水害・土砂対策等の危険箇所の点検を専門技術者等により行います。

イ.点検の結果危険性の高い箇所は、早急に応急対策を実施します。

ウ.危険情報を関係機関や町民に周知し、必要な場合は、避難対策を実施します。

エ.土砂災害に対する避難情報等の解除の際の助言については、資料編「土砂災害警戒避難体制の整備」の定めによる。

(2) 爆発物及び有害物質による二次災害

ア.爆発物や有害物質など危険物を取り扱う施設管理者は、施設の点検、応急措置を行います。

イ.爆発等の危険がある場合は、速やかに関係機関に連絡をするとともに、周辺住民に周知することとします。

ウ.町は、必要に応じて避難対策を実施します。

第30節 自発的支援の受け入れ

1. 実施内容

(1) ボランティアの受け入れ

町、県、関係団体が相互に連携し、「災害ボランティア活動支援マニュアル」に基づき、円滑なボランティア活動の実施を図ります。

(2) 義援金等の受け入れ

ア.義援金は、迅速に受け入れ窓口を開設し、報道機関の協力を得て周知します。

イ.義援物資は、被災地域で必要とされる物資の内容、数量及び送り先を報道機関等の協力を得て周知します。また、寄託された物資は、被災地ニーズに応じて配布します。また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け、配送に十分配慮した方法とするよう努めます。

第4章 災害復旧・復興対策

第1節 災害復旧対策

1. 復旧・復興の基本的方向の決定

(1) 基本方向

迅速な原状回復を目指すか、又は中長期的な課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討を行います。

復旧・復興の基本的方向を決定します。必要な場合は、これに基づき復興計画を作成します。

(2) 計画的復旧・復興

被災地の復旧・復興に当たっては、町民の意向を尊重し、計画的に行います。

(3) 財政措置等

応急対策、復旧・復興においては、多大な費用を要することから、県、国等に必要な財政支援を求めます。

2. 迅速な原状復旧の進め方

(1) 被災施設の復旧等

被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本に行いつつ、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行います。

地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所については、二次的な土砂災害防止の観点から、土砂災害防止対策に努めます。

ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、地区別の復旧予定時期を明示するよう努めます。

(2) がれきの処理

がれきの処理処分方法を確立します。仮置場、最終処分地を確保します。

計画的な収集、運搬及び処分を図り、円滑かつ適正な処理を行います。適切な分別を行い、リサイクルに努めます。復旧・復興計画を考慮に入れ計画的に行います。

第2節 復興計画

1. 復興計画の進め方

(1) 復興計画の作成

速やかに実施するため復興計画を作成します。また、関係機関の諸事業を調整し、計画的に復興を進めます。

復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（県、国との連携、近隣市町との調整）を行います。

(2) 災害に強いまちづくり

ア. 町民の安全と環境保全等にも考慮した災害に強いまちづくりを実施します。

イ. 町民の早急な生活再建の観点から、災害に強いまちづくりの方向についてできるだけ速やかに町民のコンセンサスを得るよう努めます。

ウ. 河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等に努めます。

エ. 町民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、計画策定にあたっての種々の選択肢、施設情報の提供等を行います。

2. 被災者等の生活再建等の支援

(1) 災害弔慰金の支給等

ア. 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付や生活福祉資金の貸付により、被災者の自立的な生活再建の支援を行います。

イ. 被災者生活再建支援法の活用を図り、自立した生活の開始を支援します。

ウ. 各種の支援措置を早期に実現するため、発災後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付します。

(2) 税及び医療費等負担の減免等

ア. 税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図ります。

イ. 災害により就労できなくなった被災者については、生活保護法等により自立更正を支援します。

(3) 住宅確保支援策

ア. 被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居等を行います。

イ. 復興過程における被災者の住宅の確保を図るため、公営の空家の活用や仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援します。

ウ. 住宅に被害を受けた被災者に対する復興のため、住宅金融公庫法に基づき災害復興住宅資金の融資等を行います。

(4) 広報連絡体制の構築

被災者の自立に対する援助・助成措置について、広く被災者に広報を行い、できる限り総合的な相談窓口等を設置します。

(5) 災害復興基金の設置等

被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等きめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等の手法について検討します。

3. 被災中小企業の復興その他経済復興の支援

経済復興対策

地場産業、商店の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策に努めます。

平成18年度 津野町地域防災計画（一般対策編）作成
平成27年度 一般対策編修正
令和2年度 一般対策編修正
令和3年度 一般対策編修正
令和7年度 一般対策編修正

津野町地域防災計画（一般対策編）

— 令和8年3月修正 —

津野町防災会議

事務局 津野町総務課危機管理室
〒785-0201
高知県高岡郡津野町永野225番地1
TEL 0889-55-2311